

第八十回国会 予算委员会 議 録 第 六 号

昭和五十二年二月十四日(月曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

理事 大村 襄治君

理事 澁谷 直藏君

理事 細田 吉藏君

理事 檜崎弥之助君

理事 竹本 孫一君

理事 足立 篤郎君

理事 稻葉 修君

理事 越智 通雄君

理事 金子 一平君

理事 北川 石松君

理事 始関 伊平君

理事 根本龍太郎君

理事 古井 喜實君

理事 松野 頼三君

理事 阿部 昭吾君

理事 石野 久男君

理事 大出 俊君

理事 佐野 憲治君

理事 武藤 山治君

理事 坂井 弘一君

理事 広沢 直樹君

理事 大内 啓伍君

理事 安藤 巖君

理事 大原 一三君

理事 永原 稔君

出席國務大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君

法務大臣 福田 一君

外務大臣 鳩山威一郎君

大蔵大臣 坊 秀男君

文部大臣 海部 俊樹君

理事 栗原 祐幸君

理事 田中 正巳君

理事 安宅 常彦君

理事 近江巳記夫君

理事 伊東 正義君

理事 稻村佐近四郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 川崎 秀二君

理事 笹山茂太郎君

理事 瀬戸山三男君

理事 藤井 勝志君

理事 松澤 雄藏君

理事 森山 欽司君

理事 井上 普方君

理事 上原 康助君

理事 小林 進君

理事 藤田 高敏君

理事 草野 威君

理事 武田 一夫君

理事 二見 伸明君

理事 河村 勝君

理事 寺前 巖君

理事 田川 誠一君

出席政府委員

内閣法制局長官 真田 秀夫君

内閣法制局第一部長 茂申 俊君

国防会議事務局局長 久保 卓也君

總理府統計局長 吉岡 邦夫君

厚生大臣 渡辺美智雄君

農林大臣 鈴木 善幸君

通商産業大臣 田中 龍夫君

運輸大臣 田村 元君

郵政大臣 小宮山重四郎君

建設大臣 石田 博英君

公正取引委員会

委員長 澤田 悌君

警察庁刑事局長 土金 賢三君

警察庁警備局長 三井 脩君

警察庁警務局長 辻 敬一君

行政管理局行政 川島 鉄男君

管理局局長 番匠 敦彦君

監察局長 伊藤 圭一君

防衛庁参事官 亙理 彰君

防衛庁長官官房 原 徹君

防衛庁防衛局長 江口 裕通君

防衛庁経理局長 宮崎 勇君

防衛庁整備局長 香川 保一君

防衛庁経理局長 安原 美穂君

防衛庁経理局長 中江 要介君

防衛庁経理局長 山崎 敏夫君

防衛庁経理局長 菊地 清明君

防衛庁経理局長 中島敏次郎君

防衛庁経理局長 吉瀬 維哉君

防衛庁経理局長 大倉 眞隆君

防衛庁経理局長 岩瀬 義郎君

防衛庁経理局長 後藤 達太郎君

防衛庁経理局長 山橋敬一郎君

防衛庁経理局長 今村 宣夫君

防衛庁経理局長 堀川 春彦君

防衛庁経理局長 岡安 誠君

防衛庁経理局長 矢野俊比古君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

防衛庁経理局長 森山 信吾君

通商産業省産業

政策局長 濃野 滋君

通商産業省基礎 天谷 直弘君

産業局長 熊谷 善二君

通商産業省機械 橋本 利一君

情報産業局長 山上 孝史君

資源エネルギー 後藤 茂也君

庁長官 謝敷 宗彦君

運輸大臣官房長 蘭村 泰彦君

運輸省海運局長 山岡 一男君

運輸省船舶局長 東島 駿治君

運輸省船舶局長 法眼 晋作君

運輸省船舶局長 大来佐武郎君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

運輸省船舶局長 三樹 秀夫君

永原 稔君 大原 一三君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

昭和五十二年一般会計予算

昭和五十二年特別会計予算

昭和五十二年政府関係機関予算

○坪川委員長 これより会議を開きます。

昭和五十二年一般会計予算、昭和五十二年特別会計予算及び昭和五十二年政府関係機関予算、以上三件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、代表質問以来特にこの国会で問題になっております減税問題、また当面の外交問題ともいへば領海十二海里の問題、加えて日中平和友好条約の問題等々を中心にお伺いしたいと思っておりますが、その前に私は、ひとつ政務次官の適格性の問題についてお尋ねをしておきたいと思っております。

これはすでに総理も新聞、雑誌その他で御承知かと思いますが、河本敏夫自民党政調会長の長男がある事件に絡んで恐喝されて、その関係者四人が警視庁に恐喝容疑で逮捕された問題がございます。一月十三日に逮捕されておりますが、この四人の中に、新日本商事という会社の社員の平野という人がおります。この新日本商事は、新日鉄君津進出に際して埋め立て工事の工夫を出して給料をピンはねして成長したと言われておりますが、またこの会社が増資のために千葉銀行大塚支店、現在は君津支店と言っております。ここに融資を依頼して、これまたこの銀行の役員といさかきがありまして暴力を起しておるといふことも聞いております。結局、この銀行との間には三億円の融資が成立をしましたが、これが焦げついております。これと同じようなケースで、富津農協からも児玉の息子が経営をしておる博栄商事を通じて、これまた数億円の融資を依頼して、

融資した金が焦げついで、これが組合長の更迭問題にまで発展しておるといふことが雑誌や新聞の記事に載っておりますことは総理も御承知だと思います。

そこで、私は総理に注意をしたいのであります。この暴力団まがいの新日本商事という会社の監査役に、五十一年十月現在の会社の簿本によりますと、某政務次官が名を連ねておった事実がございます。

それでお尋ねしたいのであります。総理はこういういかにわしい会社の監査役に、現在の政務次官の中にそういう人がおるといふことであるならば、それに対してどういふ見解を持たれておるかということが一つ。

二つ目の問題は、現在もこの政務次官が会社の監査役を続けておれば政務次官としての適格性を欠くと思っておりますが、早急に調査をして処置されることを要求すると同時に、総理の政務次官の適格性の問題に対する見解を承りたい。

また、調査の結果につきましては当委員会に報告をしてもらいたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○福田内閣総理大臣 調査をいたしました。当委員会にその結果を御報告申し上げます。

○藤田(高)委員 私は、調査結果ももとより報告をしてもらいたいわけでありまして、いま一通りのこの問題に対する経過を申し上げたわけでありまして、そういう人が政務次官におるといふことになれば、これは問題じゃないでしょうか。その総理の見解をただしておるわけですから、そのことに対する見解を表明してもらいたい、このように思っています。

○福田内閣総理大臣 具体的な問題について見解を述べるといふお話ですが、具体的な事実をよく知っておりませんので、調査をいたしまして、その結果並びにそれに対する見解を明らかにしますと、こう申し上げておるわけでありまして、

を提起しましたけれども、すでに新聞や雑誌でも出ておることなんです。ですから、こういう事実があるとなれば総理としてはこうだというぐらいいなことは当然意思表明ができるんじゃないでしょうか。

○福田内閣総理大臣 具体的なことがわかりませんと、これは藤田さんの一方的な話だけで判断するわけにはいかない。だから、具体的なことを調査いたしました。その結果並びにそれに対する所見を御報告申し上げます、こういうことでござい

○藤田(高)委員 それでは、この程度のことです。押し問答しております時間も時間もつたいたないです。から、午後の冒頭、できれば私の質問が終わる直前にその見解を表明してもらいように調査をしてもらいたいと思っております。どうでしょうか。

○岡田国務大臣 大臣、政務次官の営利を目的とする会社の兼職については、大臣は法律で禁止してございまして、政務次官も、特にこういう際でありますから、兼職は一切相ならぬと通達してありますけれども、いまの御注意でございますから、詳細、早急に取り調べて御報告いたします。

○藤田(高)委員 それではそういうことにしていただきます。本論に入りたいと思っております。

まず第一は領海十二海里問題であります。政府はこの国会に領海十二海里法案を提出する予定であると聞いておりますが、法律案を出すのかどうか、提出するとなればその時期はいつごろになるのか、またその所管は何省においてやるのか、お尋ねいたします。

○鈴木国務大臣 沿岸漁民の保護等の目的で領海の幅を十二海里に広げたいという基本方針のもとに、いまそれに伴う必要な立法の作業に入っております段階でございます。私が総理からの指名によりましてその担当大臣として取りまとめに当たっておりますところでございます。まだ提案の時期等を明確にお話しする段階ではございませんが、三月中には提案をいたしたい、それを目途に進めております。

○藤田(高)委員 いま答弁があったわけですが、一月の二十六日、関係閣僚会議で決定をされた内容というのは、いま鈴木農林大臣から答弁のありました、領海は十二海里とする、これは後で問題にいたしたいと思っておりますが、いわゆる国際海峡と言われているものについては三海里として凍結をする、所管大臣は農林大臣とする、こういうことが関係閣僚会議で決定されたやに聞いておるわけでありまして、間違いないと思います。

○鈴木国務大臣 そのとおりでございます。農林大臣としてではなく、国務大臣としてその担当を命ぜられております。

○藤田(高)委員 この問題は所管大臣として外務大臣が所管するのが私は常識ではないかと思っておりますが、国務大臣という肩書きにもしろ農林大臣が所管大臣になった、その積極的理由というものを示してもらいたい。

いま一つの問題は、前国会まで領海問題に関する論議としては、政府は第三次国連海洋法会議の結果待ちだ、こういうことで終始してきたく思っております。ところが、このたびは急遽十二海里の方針に態度を変更したと思っておりますが、そのように海洋法会議の結果待ちというその態度が根本的に変わったというふうに理解してよろしいかどうか。また変わったということであれば、変更したその積極的理由は何か、このことをお聞かせいただきたい。

○真田政府委員 御質問の前半の部分について私からお答え申し上げます。

領海の幅を幾らにするか、今度で言えば十二海里にするかどうかという問題は、これはすぐれて外交的な面もございまして、同時にこれは国内法の適用範囲の問題でございまして、国内的な面も持っているわけなんです。それで今度政府でいま作業をいたしておりますのはその国内法の面でございまして、これは各省にまたがるいろいろな問題が含まれておりますので、どなたかの国務大臣にお取りまとめを願わなければ作業がなかなかスムーズに進みません。それで、いまおっしゃい

ましたように、これは国内法の面でございますので、外務大臣ではなくて他の国務大臣の方にお取りまとめを願う。そのうちで、やはり沿岸漁民の利益の保護ということから事柄が発した面もございますので、農林大臣であられる鈴木国務大臣にお取りまとめをお願いするということになった次第でございますが、どうも性質から申しまして外務大臣ということではないのだからというふうに思う次第でございます。

○藤田(高)委員 後段の問題、どうですか。

○鈴木国務大臣 従来政府は、重大な問題でございますので、国連海洋法会議の動向を見たと判断をする、こういうことであつたわけでございしますが、その後、御承知のように二百海里の問題が現実の問題となつてまいりました。また最近、日本近海における外国漁船団の無秩序な操業によりまして漁業秩序が乱され、また漁具等の被害が相当続発をいたしております、この事態は放置できない。また、海洋法会議がこの五月にも引き続き開かれるわけでございしますが、状況等を判断いたしますと、そこで直ちに結論が出るかどうかということも予測できない状況にございます。そういうようなことで沿岸漁民保護を急いで図らねばいかぬ、こういうことで今回の政府の方針になった次第でございます。

○藤田(高)委員 そうしますと、海洋法会議の結論待ちということが待てなくなった、従来の方針が変わつたのだ、こういうふうに理解してよろしいですね。

それと、真田法制局長官が、だれが所管大臣になるのかということについて、私は、所管大臣がだれになるのかというのを決めるのは少なくとも総理じゃないかと思うのです。ところが、法制局長官がそういう任命大臣に対しての答弁をすることは、いささか常軌を逸しておるのではないかと思ひますが、それに対する見解を聞かしてもらいた。

加えて、私が先ほど質問をしましたが、この領海十二海里問題の方針がこういうふうに変つた

という主たる条件はなるほど漁業問題にあるといひました。領海の幅を広げるということとは、いわゆる主権の範囲が拡大するというところで、私は、一農林省とかあるのは漁業問題に限る問題ではなくて、これは国際的に非常に大きな影響力を持つ、重大な問題だと思つてよろしい。後で問題になつてまいりますいわゆる国際海峡というような問題は、国際的に漁業問題も大事だけれども、それ以上に、これまた重要な問題になつてくる。そういう全体的な立場から見れば、むしろこれは外務大臣が所管するのが、これまた常識ではないかと思つたのですが、そのあたりの見解を重ねてた

○田田国務大臣 まず最初に御了承をいただきたいと存じます。

法制局長官の説明の中に、この法律の説明並びに経緯を説明して、最後に所管大臣を鈴木国務大臣に決めたというのはいささか誤りでございまして、取り消しをいたします。これは当然内閣の仕事でございしますから、総理が指名されたわけでありまして、なお、二段目の御質問でございしますが、全くおっしゃる通りでありまして、事は漁業の問題から発生したことでございしますが、十二海里拡大ということとは主権の拡大でありますから、これは当然農林大臣であるとか外務大臣であるとかという問題ではなくて、条約になれば外務大臣、沿岸漁民のことについては農林大臣あるいは海上保安庁、運輸大臣、その他汚染の問題では環境庁と、関係がたぐさあるわけでございします。しかも、これを法的に効果を出そうと思えば、国内法その他たくさんございします。そこでだれに頼むかということ、こういうことに堪能な鈴木国務大臣に総理は指名をされたわけで、農林大臣なるがゆえに指名をされたわけではございませんので、御了承を願ひたいと思ひます。

○藤田(高)委員 法制局長官の答弁はこれは糧當でないということで取り消しをされましたので、それは承ひいたしました。しかし私は、国務大臣として鈴木農林大臣に担当大臣を指名したと言

います。これはやはり今日まで国会において領海問題があるいは領海条約が審議された経過から見ても、外務大臣が適當ではないか。私は、個々の絶対的評価ではありませんが、鈴木農林大臣はきわめて有能な政治家でありまた大臣だといふそれ自体を決して否定しているものではない。むしろ行政の筋といひますか、この種の問題を担当する筋の問題として外務大臣の方が適切ではないかということ、これは強く主張をいたしておきます。

続いて、この問題のいわば一つの核心にも触れてくると思つておりますが、その前に、政府は十二海里にすることによつてわが国の沿岸の漁民の生活を保護する——現在特にソ連の漁業船団によつて多くの被害を受けておりますが、こういう被害を十二海里にすることによつて防止することとができるんだということが一番大きな政治的なねらいだろつと思つてよろしい。ところが、そのことが現実的に実行できる見通しがあるかどうか。たとえば領海を十二海里にした、しかしながらこの交渉の中で、今日三海里近くまでやつてきておるソ連の漁業の実績というものを一つの既得権益として認めるようなことが起つたといひます。それが、十二海里にしたその実質的效果といふものがなくなると私は思ふのですが、この点は漁業交渉の見通しを含めて十二海里の外にソ連の漁業船団をいけば締め出すことができるかどうか、この点についての見通しを含めての見解を聞かせてもらいた。

○鈴木国務大臣 日本近海における外国船の操業の被害、具体的にはソ連船団による被害が一番多いわけでございしますが、ソ連の大型スタントローの被害が大部分でございします。しかも、その定置性の刺し網等の漁業は十二海里の中が大部分でございまして、領海十二海里になつた場合におきましては、大部分その被害は排除できる、このように私は見ておるわけでございします。なおまたその

ほか、漁具の被害のほかに沿岸の漁業者の操業の秩序というものも確保される、こういうことを総合判断をしたわけでございします。

○藤田(高)委員 それでは、交渉に当たつてあるいは見通しとしては、現在のソ連の漁獲高とか漁業のあり方、それ自体を既得権として認めるようなことは起らないだろう、このように理解してよろしいわけですね。

○鈴木国務大臣 御承知のようにソ連もすでに領海十二海里を設定をいたしております。日本の漁船は十二海里の中で操業いたしております。また、海流その他の事情でそのラインを侵しますと拿捕その他の規制を受けておりますことは御承知のとおりでございます。

そこで、ソ連も十二海里、わが方も領海十二海里、これは相互主義として国際的にも尊重されるもの、このように考えております。

○藤田(高)委員 次に、新聞その他でもいふ問題になつておりますが、いわゆる国際海峡——領海を十二海里にすると言つておきながら、いわゆる国際海峡と称する地域については、これを三海里として固定化する。なるほど政府の主張では、海洋法会議までの暫定措置としてそのような取り扱ひをするというようにことが報道されておりますが、なぜそのようなことが三海里にしなければならなかつたのか、その積極的理由は何なのかということをお尋ねをいたしたい。

これに関連をして、時間を合理的に使う意味において質問事項をまとめて申し上げたいと思つたのですが、いわゆる国際海峡というものの概念規定というものは何に基づくものであろうか。また、国際海峡といふものを設定する場合に、その選定基準を何に置くのか。また、そういう国際海峡を設定するとなれば、わが国の場合には何か所ぐらゐこの国際海峡という地域に指定をされるのだから。

また、このことに関連をして、一方では十二海里だと言ふ、ある特定の地域だけは三海里だと言ふ、そういうことになれば主権の行使の範囲とい

うものが三海里の部分だけが極端に制限をされるわけでありすが、いわゆる国際海峡なるものを指定するにすれば、これは当然この国会審議の中で、このこととこのことだという形で法律の中に明記をして検討すべき課題であらうと思ひますけれども、聞くところによると、これを政令によって決めようとするような考えがあるやに聞いておりますが、まさか政令によってお決めになることはなと思ひますけれども、そのあたりの見解を聞かしてもらいたい。

○鈴木国務大臣 国際航行に使用されておりますいわゆる国際海峡、これは現状のまま暫定的にいたしたい、こういう考えでございますが、これは御承知のように国連海洋法会議でもいわゆる国際海峡の通航問題は大きな政治問題として議論をされておるところでございます。

わが国は、通商航海上の立場からいたしまして、マラッカ海峡等は現状を變更してもらつては困る、そういう立場をとつております。貿易で立つております日本としては、そういう主張をいたします立場からいたしまして、日本列島周辺のいわゆる国際海峡についても同様の対応をすべきものだ、このように考えておるわけでございます。

なお、その国際海峡の基準をどうするか、こういう問題もございすが、こういう問題は国際航行に使用されておる頻度その他いろいろの角度から、また、国連海洋法会議のこの問題に対する議論の動き等も勘案をいたしまして基準を決めるという方向でいませつかく検討中でございます。

なお、何カ所ぐらになるのか、それを法律で決めるのか政令で扱うのか、こういう御質問でございますが、津軽海峡、宗谷海峡、対馬海峡、大隅海峡等々が国際航行に多く利用されておるということでございますが、その他の海峡につきましても、いま申し上げたようなことを頭に置きながら、どの程度にこれを国際海峡として取り上げるかというところは鋭意検討を進めておる段階でございます。

それから、なお、根本問題としての、いわゆる

国際海峡を除いた部分は十二海里で、国際海峡の部分は現状を變更しない、つまり三海里ということになると、国民の法のもとにおける平等性というものが確保できるかどうか、こういう御質問であつたと思ひますが、これは国民である個人の権利義務の問題を法の前で尊重する、平等に扱うということが憲法にうたわれておる点であると思ひますが、これを国の管轄権、主権をどこまでするか、こういう問題につきましまして、政府が総合的に国益を踏まえて決定をするということでございます。まして、国会の御承認を得ればそういうことになるわけでございすが、それによつて国民の個人の権利を制約をするということには私どもは考えておりません。

なお、これは法理論の問題でございますから、法制局長官から正確に御答弁を願ふことにいたしたい、こう思ひます。

○藤田(高)委員 一番最後の答弁は、私はそんなことを質問してないのです。質問要項の中に若干入つておつたかも知れませんが、まだ法制局長官から見解を聞くような質問はしてありません。

そこで、私、国際海峡と称する地域を何カ所に指定するかということでは別な資料でも欲しいわけでありすが、きょうの論議として、とりあえずいま鈴木農林大臣が表明された津軽あるいは宗谷あるいは大隅、少なくともそういう地域は国際海峡として取り扱うということですね。そして、そういう海峡は三海里にするんだ、このように理解してよろしいですか。

○鈴木国務大臣 私が例示的に申し上げました四海峡、これは国際航行に使用されておる海域でございます。そして、いわゆる国際海峡に該当するといふぐらに考えまして、いま検討を進めておるところでございます。

○藤田(高)委員 それではお尋ねしますが、一応この四海域というふうに限定して議論をしてみよう。この四つの地域については三海里でいくんだ、こういうことになれば大幅な主権の制限に

なると思ひが、どうか。このようなみずから主権の範囲を制限をするような、そういう法律をつくつておる事例は世界のどこかの国にあるのだろうか。世界的にその類例があるかどうか。これはひとつ外務大臣からお答えを願ひたい。

○鳩山国務大臣 ただいまの、世界で領海幅が違ふようなことをしている国があるかという点につきましては、私も寡聞にして知らない次第であります。

○藤田(高)委員 世界でも類例のないようなことを、わが国で初めてこのようなことをやるというわけですから、そこには世界に類例を見ないような三海里にしなければならぬ積極的理由があると思ひます。わが国独特の理由があると思ひます。その理由というものは何なんだろうか。

これはもうすでに新聞やその他でも一定の論評がなされておりますが、いわゆる非核三原則との関係がここに出てくるのではないか。これはもうきわめて常識的なことだろうと思ひますが、その点はどうか。その点は、一昨日もマラッカ海峡の問題が出ましたが、マラッカ海峡の問題は、私は、核艦船の問題と一般商船との性格の違いを何かマラッカ海峡にすりかえておるような印象を深くするわけでありますが、そのあたりの見解を含めて御答弁を願ひたい。

○鳩山国務大臣 いわゆる国際海峡の通航問題というのが国連海洋法会議の一つの大きなテーマになつておることは御承知のとおりでございます。そして、わが国は海洋国家でございますので、他の主要なる海洋国家、日本の近辺で言えばアメリカ合衆国でありますとか、ソビエト、一緒になつて私どもは国際海峡のより自由なる航行ということの国益に沿ふものとして考えており、また主張しておるわけであります。

そういうことから考えて、現在日本がまず十二海里に領海を拡大することによりまして、今度いわゆる国際海峡になつて公海部分のなくなる国際海峡におきまして自由なる通航が阻害されるということになりますと、これは従来わが国として

国際社会において主張していることと相矛盾することをすることになりますので、国際海洋法会議の決着がつくまでとりあえず現状にとどめておくべきである、こう考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 領海を広げれば、場所によっては公海がなくなるということはもう当然予想されることですね。そのわかり切つたことをやる過程で、特に最初から主権範囲を制限するようなことは、独立国家としてはこれはいわば無作為の主権の放棄に当たるのではないか。これはどのようなことを考えても、公海がなくなるということでは、そこに特別な世界に類例のないことをやるわけですから、世界的にも類例のないような理由がなければこれはやらないということになつてくるんじゃないでしょうか。公海がなくなつたつて、その領海を通航する無害通航というのは国際的な慣例としてよりつぱに存続しておるわけですから、それで何ら支障がないのじゃないか。

問題は、無害航行で支障があるとすれば、核艦船の問題が起つてくるから主権を制限してまでわざと公海部分を残す、こういうことがいま政府がやろうとしておる領海三海里の問題じゃないか、国際海峡に設定をしようとしておる三海里説ではないか、このように考えるのはきわめて常識だと思ひますが、どうでしょうか。

○鳩山国務大臣 たびたび申し上げますが、非核三原則という問題がありますが、この問題につきまして、政府としてはこれを愛する意恩は毛頭ないわけでございます。私どもは、そうではなくて、いわゆる国際海峡のより自由なる航行、無害通航ということになりますと、どうしても沿岸国の判断によりまして無害であるかどうかということが決められる、こういうことになりまして、たびたび申し上げますが、マラッカ海峡その他におきましても問題が生ずるわけでございますので、どうしてもより自由なる通航を認めるような海洋法会議の結論を待ちたい、こういうことでござい

ます。一方、主権の制限につきましては、これは法制

局長の方から御答弁があると思いますが、いま国際海洋法会議におきまして海峡通過の問題があるからといって、日本がその他の地域におきましてどうしても三海里の中におさまっていないければいけないのだということにはならないので、その他の地域におきましてむしろこの際主権の範囲を広げる方が国益に沿うところであろうというふうには私は考えるわけで、海洋法会議の結論が出なければその他の地域においても広げられるものが広げられないというのはいささかおかしいのではないかと、沿岸の漁民に欠けることになりはしないか、こう考えている次第でございます。

○藤田(高)委員 これは政府がどのように答弁されましようとも、何度も繰り返しますように、世界に類例のないことをやるというのですから、そこには世界でただ一つ、唯一の積極的理由がなければそのようなことはやるべきでないと思うんです。主権の制限をみずからやるわけですからね。そうでしょう。一方では十二海里。全体的にはほとんど十二海里、特定な地域だけが三海里というようなことをやるわけですから、これはどのように考えても、私どもとしては、非核三原則との問題に関連をして手控える体制をとったとしか考えられない。

私はここで思い起こしてもらいたいと思うのですが、昨年の四月の二十七日、例の核防条約が国会で承認をされた。そのときに、承認に当たっての単独決議がなされた。この決議の中には「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行する」ということが第一の条件に付されているわけですね。私は、このためを政府が本当に忠実に履行するというのであれば、今回、国際海峡と言われるところに三海里を設定する必要がないと思うのです。この決議との関連における政府の態度はどうか。これはひとつ外務大臣あるいは総理から見解を聞かせてもらいたい。

○鳩山国務大臣 ただいまお述べになりました核

防条約の際の決議は、当然のことながら、国として守り抜く決意でございます。本件とは何のかわり合いのないこと、とこう考えております。

○藤田(高)委員 先ほどから何度もお尋ねいたしておりますが、この地域だけを、国際海峡の地域を三海里にするという世界でただ一つの積極的理由は何か、これについてのお答えはないですね。これは三回私は聞いていますのだけれども、ない。世界のどこにもないかと外務大臣が答弁された。世界にどこにもないことを初めて今度やるわけでしょう。そうしたら、世界でただ一つの三海里にこういう主権制限をしなればならぬという、その理由というものはあるのじゃないですか。これが浮き彫りにならないと、領海十二海里に領海を拡大しながら、何で三海里に特定な地域だけを暫定的にもしろやらなければいかぬのでしょうか。これは明らかに主権の制限でしよう。主権の制限ということとは、独立国家に對してきわめて重大な問題ですよ。部分的な権益を守るという問題よりも、一國の主権をいかにして確保するかというこの観点からいけば、きわめて重大な問題だと私は思う。

そういう点で、そのただ一つともいふべき一番積極的な理由は何か。これはひとつ率直に国民にわかるように答弁してもらいたいと思うんです。よ。これはそうしなければならぬと思うんです。どうですか、外務大臣。引き続いてひとつ総理も答弁してください。

○鳩山国務大臣 たびたび御答弁申し上げておるのとおり、国際海洋法会議の結論が出てから日本は領海の十二海里の拡大の問題あるいは二百海里問題に取り組み方針であったわけでございます。これは昨年閣議でも了解されたわけでありまして、他方、この国際海洋法会議が、たとえばことしの夏にも最終的決着がつくかということになりますと、これがなかなか決着がつくかどうかかわらない。こういう事態になりまして、他方アメリカあるいはソ連の方は漁業専管水域を設ける、こういうような時代になりまして、日本として沿岸漁民

の保護というものを真剣に考えなければならぬ。こういう事態になりましたものでありますから、国際海洋法会議の結論待ちの部分は結論を待とう、しからざる部分につきまして十二海里に広げよう、こういう決意をしたわけでございます。それで、ただいまお話しになりました非核三原則、これはもう守り抜く、こういうことのもにこういつた方針を決定した、こう御了解をいただきたいのでございます。(答弁になっていない)と呼ぶ者あり。

○福田内閣総理大臣 わが国がどういう立場にあるかということになると、わが国は資源小国です。資源を世界のあらゆる地域から国際海峡を自由に通航してわが国に運ぶということについては、最も利害を感じている国であります。

○藤田(高)委員 二人とも私がこれで四回目質問したことに對して的確な答弁がなされていませんね。それは、資源小国だ、資源を確保するんだと、沿岸漁民の権益なり利益を擁護するんだと。そういうことであれば、三海里よりも十二海里の方が資源を確保し、沿岸漁民の生活を守ることになるのじゃないですか。それは、外務大臣の言うことは全く逆立ちしていますよ。三海里と十二海里でどちらが漁民の権益を守ることが出来るか。それは津軽海峡一つとってもそうでしょう。十二海里に入ることができないということになれば、これは生活を守ることになるじゃないですか。したがって、いま答弁していることは自己矛盾しているわけですね。そういうことではなくて、むしろ別の条件があるから三海里にするんでしよう。いま総理なり外務大臣が言われておる条件からいけば、それは十二海里になった方が権益は守れるということですが、これは小学校の生徒でもわかる理屈じゃないですか。それを覚えて三海里にするというのは何かということを知っているんでしょ。

○鳩山国務大臣 これはもうたびたび申し上げているとおりでございます。日本は海洋国家でございまして、国際海峡のより自由な通航ということ

に、日本は大変国益を持っていますわけでありまして、この国際海峡の領海を十二海里に広げた場合、国際海峡になる、公海部分のなくなる航海につきまして、いわゆる現在よりもより自由なる航行を主張をしているわけでありまして、そういうことから、国際海峡通航問題の決着がつくまで現状にしておきたいというのが日本の考え方であり、そういうことをやっておたならば広げられるべき領海も広げられない、こういうことになりましては漁民の保護に欠ける、こういうことではありますので、その他の部分について十二海里を拡張をする、こういうふうな拡張する方を考えますと、その方が総体の日本としての国益を守るゆえんではないか、こういうことで、もっぱら国益を考えての方針である、こう理解をされているわけでありまして。(藤田委員「答弁になっていないですよ。委員長、注意してください」と呼び、その他発言する者あり)

○坪川委員長 鳩山外務大臣。

○鳩山国務大臣 なぜいわれる国際海峡につきまして三海里にとどめるか、こういう点はまことに私どもも重大な問題と考えております。この問題につきましては、いふん時間もかけて各省の間でも議論をしてきた問題でございます。大変重大な問題であると考えておることは御説のとおりと思うのでございます。しかし、今日の段階になりまして、このまま通航問題が解決するまでは日本として領海が広げられないというのはいかぬものであるか、こういうことから今回政府が決意した次第でございますけれども、何分にもいろいろ各般の問題を含みますので、後刻また整理をした上で御答弁させていただきたいと思っております。

しかし、大きく申し上げますと、海洋法会議の先進工業国と申しますか、国際海運に非常に依存している国と、そうでない、いわば開発途上国というふうなグループとの利害がいろいろ対立する問題がありまして、日本といたしましては、そういういわゆる工業国家、アメリカあるいはソビ

エト、こういった国々と利害を共通にしている面が非常に多いわけで、そういうような主張を従来しておたわけでございます。そういう意味からいきまして、いわゆる国際法にきましては、現状のまま海洋法の結論が出るまで置いておきたいというのが私の考え方でございますので、その点だけ申し述べさせていただきます。

○藤田(高)委員 いまの答弁を含めまして、私は納得はいきません。特に、海洋法会議待ちと言いますけれども、この海洋法会議の結論は、次回の海洋法会議で結論が出るという保証もこれまたどこにもない。

私自身が質問しておる焦点についての答弁がありませんので私から申し上げますが、この問題は主権制限にかかわる重大な問題である。世界にどこにもこのような主権制限をやった国はないという、世界にも類例を見ないということ、これが二つの問題。三つ目は、この問題は後世にわたる重大な問題であるということ。こういう観点から、これはきわめて重大な問題でありますだけに、単に整理をして後刻答弁ということではなくて、整理をして統一した見解を文書で示してもらいたい。このことについて要求します。

○坪川委員長 さよう取り計らいたいと思います。

○藤田(高)委員 それは、思うではなくて、やるということですね。そういうことで、私は、これで了解したというわけではなくて、以下の問題については質問を留保したいと思ひます。

最後に、この問題で相当時間をとったのですが、こういうことになりましたと憲法九十五条とかかわり合いができてくるのじゃないか。この法律ができることによって、いわゆる限られた特定の地域の住民に不利益、不平等な条件が起ってくる。そういうことになれば、憲法九十五条とかかわり合いにおいて、住民投票をやらなければこの問題の決着がつかないと思うわけですが、この点はどうか。これはまず外務大臣……(発言する者あり) 私が聞くのだから。外務大臣、

そして農林大臣、それから法制局長官、その順序で答弁してください。

○鳩山国務大臣 憲法問題でございますので、法制局長官からお答えいただいた方がよろしいかと思ひますので……

○真田政府委員 御質問は、領海の幅を定める場合に、一般的には十二海里、いわゆる国際法に属する部分については三海里とすることによって、当該沿岸の漁民の間に、いろいろ利害の不等等ができるではないかという御質問のようでございしますが、これは実は憲法九十五条の問題ではなくて、むしろ、お考えの趣旨から言えば十四条に関連する問題ではないかと思ひますので……

ところで、この問題は、国際法上、沿岸国がその領海の幅を定めるについては、昔は三海里だということに国際法上、確定しておたという解釈で、わが国でも国内法上、別に三海里だということを決めた法律はないわけでございますけれども、その後、一般国際法がだんだん変化いたしました。現在では十二海里までは沿岸国が決めてもよろしいんだ、拡張しても、ほかの国は異議を申し立てないというぐらゐの国際法ができてつた段階だろーと思ひます。その場合に、十二海里にするのもよろしいのですが、十海里でもいいし九海里でもいいし、それは当該沿岸国の利益に照らして決めればいいわけなんです。

それで今回、日本の領海の幅を定めるについて、十二海里と三海里という二色の違った幅の領海の部分がでるわけなんです。これは、そういう一国の領海はすべてその幅が同じでなければならぬ、違った幅の領海を勝手に決めてはいかぬというような国際法があると思ひます。そので、沿岸国で、つまり日本の国益に即して、あるところは三海里、あるところは十二海里というのを決めようということに、いま現在なっているわけですが、問題はやはり、ある部分について三海里、ある部分について十二海里という差異を設けることが合理的であるかどうか、日本の国益に即しているかどうかは実は問題なんであって、そこ

が合理的に、二つの幅の違った領海をつくることのできるんだということになれば、それはその沿岸の漁民が、それによって多少の生活上の利益の差異を受けよう、これはいたし方ないのであつて、憲法十四条の問題ではないんだというふうになつておられると思ひます。憲法十四条はですね。(藤田(高)委員「私は九十五条を聞いています」と呼ぶ)だから、それはどうも御質問の趣旨は十四条のことを念頭に置いて御質問になつていらっしゃるというふうな私の方で思ひますので、それで十四条の説明をいたしました。

それから九十五条につきましては、九十五条は憲法のうちの「地方自治」という章の中にも書いてありますとおり、これは地方公共団体の権能なり組織なりについて特別法の関係にある場合には、その特別法の適用を受ける地方公共団体の住民投票に付しないというところを書いてあるわけでございますが、今回の問題は、国の領海の幅をどうするかという問題でございます。何も地方公共団体をねらい撃ちにして、おまえのところは三海里でがまんしろということをやろうわけじゃないんです。どうも制度の本質から申しまして、これは国の制度の立て方でございまして、九十五条ではない、住民投票にはかけなくても違反にはならない、というふうな考えでおる次第でございます。

○藤田(高)委員 この憲法九十五条の解釈に基づいて、どういう判断をするかということとは、これは政府がやるのではなくて国会がやるのだということとは、憲法解釈としても常識化されておると思ひます。それはそのとおりでしょう。

そこで私の言つておるのとは、一つの公共団体のみに適用される、今回のような三海里になれば、その地域の住民にだけ適用されるような問題について、この九十五条というものは、いわゆる特定地域の住民に不利益もしくは不平等な扱いになるような問題については住民投票に付されて、国会がこれを決めなければならぬ、こういうふうな指摘しておると思ひます。そういう観点か

ら私は、これはやはり特定地域の住民だけが三海里ということでは不平等な取り扱い、あるいはあまり扱いをされるような事態が起つておるのであるから、九十五条の問題が適用されるのじゃないかということをお尋ねしておるわけです。総理、どうでしょうか。

○真田政府委員 先ほども申し上げましたように、憲法の九十五条は「一の地方公共団体のみに適用される特別法」の語でございます。今度の措置によりまして、なるほど漁民の方の間に、住民の方にはそれは多少の違いは出ます。しかし、そういうことが起きても、憲法九十五条がねらつておるのとは、ごらんになればおわかりのように、地方自治の本旨、「地方自治」という章の中に書いてあるわけでございまして、地方公共団体に適用がある法律、特別法のことでございます。そして、その住民がその結果どういう処遇、取り扱いを受けるかということとは九十五条の問題じゃなく、もし問題になるとすれば、それはむしろ十四条の問題じゃないか。しかし、十四条についても先ほど申しましたように、これは実は十四条の問題じゃないんだというふうな考えをしております。

それからなお、ただいま仰せられましたように、ある法律が九十五条のいわゆる地方特別法に当たるかどうかということとは、これは地方自治法にも規定がございしますが、後議の議院の議長様が手続をおとりになるということになつております。それから明らかなように、それは最終的には国会で御判断になることでございます。ただ、政府の見解はどうかとおっしゃれば、私がいま申し上げたような次第でございます。

○藤田(高)委員 憲法解釈論をやつておりますと、私の質問の時間がなくなりますので、これは本質的には九十五条、憲法にかかわる問題として住民投票に付しても住民の意思を聞くべき問題であらう。そのことが主権制限にかかわる問題であるだけに、私はそのことを強く主張をいたしておきたいと思ひます。

そこで、日中問題に入ろうと思つたのですが、

ちよつと時間がなくなりましたので、私、減税問題に移りたいと思います。

そこで、まずお尋ねをしたいと思います。が、この問題は、今国会の代表質問以来、相当長時間にわたって議論が交わされた。ところが結果的には、残念であります。特に私どもオール野党の主張であります。一兆円減税に関する減税問題については、半ば減税の、きわめてかたくなな姿勢によって、一票差の減税であるにもかかわらず、過半数に近い野党の意見を聞こうとしない。私は、本当にこの減税をやろうとするならば、これはもう少し弾力的な姿勢で対応されてもよろしいのじやなかろうか、こう思うのでありますが、今日段階では、いまなお半ばすれ違いの現状にあります。私を、私はきわめて残念に思っております。

そこで、少し重ねてお尋ねするわけであります。減税政策の今日の意義といましようか、国民経済の立場からする減税政策の位置づけというものについて、いままでの議論を含めて総理はどのように考えられているか、お尋ねいたします。

○福田内閣総理大臣 この減税論議は、景気政策として減税はどうかということから出発したようでございます。『不公平は正だ』と呼ぶ者あり。その間、税制の不公平は正と、そういう問題も終まつてはおりますけれども、大きな議論としての、そもその出発点は景気論争であつた、こういうふうに思っています。

○藤田(高)委員 景気論争にすりかえたのは総理であり、政府なんですね。私は今日、この減税問題がここまで大きくなった理由は四つあると思うのです、あるいは五つに分かれるかも知れません。

その一つは、この国会で、まだ、そこまで深い議論はなされておられません、私はやはり減税の本質というものは、インフレ、物価高からくる国民生活水準の低下をいかにして防止するか、いわゆる目減りの問題ですね。この所得の目減り問題をどうするかという点が、これはもう基本問題と

して、あるのじやないか。この点をネグつてしまつて景気問題に、十中八、九、減税問題をすりかえるということば、いさか問題じやないか。

二つ目は、なるほど、その減税を、いま言った目減りをやるといふ、所得水準を保障するという観点から減税をやることは、いわゆる一石二鳥の形で景気刺激策になるという観点があるだろう。三つ目の観点は、いわゆる、ことしの減税政策として特に国際経済の視点からの緊急的な条件があるだろう。

四つ目の条件は、先ほど不規則発言にも出ておりましたが、私はやはり今日、社会的な不公平、税の不公平の是正、この国民的な政治的な要求、こういう観点。

これは、どこを一番大きく取り上げていくかという点については、それぞれ、その人によつて若干のニュアンスの違いがあるかも知れぬけれども、私はこういう四つの観点から、ことしの減税問題、減税政策というものを正しく位置づけたいと、総理がおっしゃつておられるように景気対策だけに減税問題をすりかえて、そうして公共事業の方がより景気の波及効果が大きいのだ、乗数効果が大きいのだということでは済まされないのじやないか、こう思うわけでありますが、その点に對しての考え方はどうでしょう。これはひとつ所管大臣の大蔵大臣。

○坊間務大臣 お答え申し上げます。

ただいま総理が御答弁になられました大綱、方針といひましては、そのとおりでございますけれども、私は全く、そのとおりだと思つております。ただ問題は、一般理論的に申しますか、一般的に申しますと減税の目的といふものはたくさんあると思ひます。減税といふことは、これは国民にとりましては負担を軽減するといふことでございまして、どこから見ても、これは歓迎すべきことであり、かつまた、われわれにいたしましても何としても考えていかなければならぬ問題であるといふことは、もう御案内のとおりでございます。

そこで、これを実現していく目的には、いま、たくさんおっしゃいましたが、そういうたようなこともございまして、ただ問題は、そういうたようなことを実現するために減税をしていくに際しましては、現下のこの財政なり経済なりの実情といふもの、はつきりと把握いたしまして、そして、その減税の額だとか、あるいは、その減税の方法だとか、そういうたようなものを、これを特定していかなければならない、かように私は考えておりますが、現在の財政、経済の情勢といふものを、そこで考えてみますと藤田さん御承知のとおり、数年前の高度成長でもって自然増収が非常にどんだんふえていったときと、いまとは全くがらんと違つておまして、あの高度成長時代にやつたような減税といふことは、これはどういふ私

は今日、これを望むべくしてなかなか困難であるといふことを考えます。

そういうた事態におきまして行つた減税は、いろいろとありますが、いま総理がおっしゃられました今日、日本の国で一番大事な問題は何かと申しますと、やはり、これは景気を浮揚してまいりまして、そして安定成長の経済に路線をつないでいくといふことが一番大事だ、かように考えます。そこで、そういうたような目標に従ひまして、御審議を願つた税制改正案をつくらせてございまして、今日そういうたようなことから考えてみますと、日本の国の所得税負担といふものは、各国の負担に比べて、それほど重いものではない。比較的、相対的には相当軽いものである。そこでまた、日本の国は御案内のとおり大変いま赤字公債による財政を続けておりますが、これはどうしても近い将来におきまして解消をしなければならぬといふやうなときに、大幅な減税を今日やるといふやうなことになりますと、この健全財政をやがてつづくといふやうなことに對しまして二重の困難性に遭遇するといふやうなことも考えられます。そして今日、御審議を願うといふたやうな中小所得者に対して、できるだけ、ひとつ負担の軽減を図らうといふやう

な税制案を作成したといふやうな次第でございますので、そのところをよく御了承願ひたいと思ひます。

○藤田(高)委員 きようは私は、いわゆる景気浮揚効果の問題は、これはいままで、もうずいぶんやりましたから、余りこは深入りしようと思ひません。しかし問題は、これは今日、両論あります。問題は、景気を刺激するために公共事業を中心にしてやるのだと言いますが、この公共事業をやるといふ方法は、そういうたものがもし誤ると、これはインフレの要因にもなりかねない。去年の上半期の実績は、そのことを一番示しております。ですから私は、公共事業万能主義的な物の考え方は、いさか今日のスタグフレーションの中のインフレを抑えていくという観点を軽視し過ぎておられるのじやないかという問題点があるわけです。その点で私は、減税政策を中心とする景気浮揚策をとることの方が、いわゆるインフレなき景気の刺激、こういうことになつて、むしろ、そのことの方が、いま大蔵大臣がはしなくも指摘した今日のわが国の経済状態、国民経済に即応するあり方ではないか、こう思うわけです。その点、私ひとつ指摘をし、その見解を後で聞かしてもらいたい。

そこでまず私、時間の関係で具体的な質問に移りますが、先ほど私が四つの観点に示つて減税政策の今日の意義といふものについて指摘をしましたが、そのうちの第一に、実質所得の目減りをどうするか、この観点について今日の税制改正では、いわゆる所得税で三千五百三十億の減税しかやらない。なるほど、いまの財政事情、国債発行をやつておられる状況の中で、これ以上はできないと言ひますが、いわゆる勤労者の立場あるいは今日の税の社会的な不公平を是正しようといふ国民の強い要求から見ますならば、私は限度の問題としても一兆円といふものは適切ではないか。それはたとえば大蔵大臣、去年、減税はなかった、物価は九・二%から三%上がったですね。この物価上昇に伴う所得の目減りは全体として、どれく

らいあると思ひますか。これは私は時間があれば
実は総理府にも、私の手元にもありますが、二週
間ほど前に発表した総理府の家計調査の報告も聞
きたいのですけれども、少なくとも実質的には所
得が大幅に去年は下がってゐるわけですね。その目
減りの分は今度の減税の中には全然入ってないで
しょう。今度の減税の三千五百三十億というの
は、いわゆる物価が七・七%上がったということ
を前提にして、そうして一定の調整をやるという
性格だろと思うのです。そういう点からいき
ますと、去年の減税なし、そして物価上昇、目
減り対策はどうしてくれるのか。この点の要素は
今度の減税対策の中には入ってないでしょう。そ
の点はどうでしょうか。

○坊国務大臣 お答えいたします。

名目的な所得の上昇したということに對しまし
て実質的な税をかけるということは、これはでき
るだけ調整をしていかなければならないというこ
とは考えております。

そこで、その必要が一番ある階層はどこかと申
しますと、やはり課税最低限の中小所得階級及び
その周辺の方々がこれを一番必要とするものであ
ろうと思ひまして、そういったようなところに対
しましては、これまた御案内のとおり、できるだ
けの配慮をいたしまして、そして現在、標準家族
におきまして百八十三万円という課税最低限を
これを一〇・一%引き上げてまして、そうして二百
一万円というところへこれを持っていったという
ことでございまして、そういったような関係から
申しますと、この階級の方々に對しまして、名目
所得が上がったからということで新たに課税をせ
られるというようなことは避けておるような次第
でございまして、なお、その周辺の方々に對しま
しては、これに對する減税が波及いたしますとい
うことで、実質所得が、このあたりに對して税金
によつて、これを侵食せられるということはない
ように氣をつけてまいっております。

ところが、そういったようなことで考えてまい
りますと、常に減税をする、ところが名目所得が

上がつてくるというようなことを、これを全部カ
バーするということは、税によつてやつていくと
いうことはなかなか困難なことであつて、藤田さ
んには釈迦に説法でございましてけれども、所得税
というものは所得の多寡、つまり、これによりま
して所得税は算定されるということになつており
ますので、そこで、ずっとこれを減税することに
よつて、もう全部調整していこうということとは、
これはなかなか無理なことだということも御理解
願ふと思ひます。

○藤田(高)委員 私はそういう極論を言つておる
のじゃないのです。そういう感覚で私の質問を受
けておるとすれば、これはもう全く見当違い。

去年の物価上昇、そして減税がなかった、その
目減りはどうかということになりますと、いま大
蔵大臣がおっしゃつたような観点からいけば、こ
れは平均で一人当たり約二十七万円くらい実質的
には所得減になつておる。給与所得者、仮に三千
万以上だと思ひますが、概算計算しても約九兆円
近くの目減りになるんですよ、全体としては。そ
んなものを減税だけでカバーしろなんという極論
は、私は幾ら素人でも言ひませんよ。しかし問題
は、いま、われわれが社会党なり野党が要求して
おる一兆円減税というのは、いま私は去年の例を
引いて言へば、その十分の一——いま所得税のい
わゆる最低の税率は一〇%ですね。その最低の税
率の一〇%程度のものを掛けても約一兆円になる
じゃありませんか。去年は全然なかったんです
よ。去年の目減りがこれ九兆円ある。そうす
ると、約一割としても九千億、約一兆円じゃない
か。これは最低の条件としてどうでしょうかとい
うことを、私はいま政府に迫つておるわけです
よ。私どものこの主張の合理性というものは政治
的にはどうですか、お認めになられるでしょう。
この程度のこととは、いま言つたように私は一〇〇
%やれと言つておるのじゃない、一割の問題を提
起しておるのですよ。どうでしょうか。

○坊国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、い
まの経済、財政状態から考えてみまして、私は、

その一兆円の減税ということにつきましては
再々、総理が御答弁になつておりますけれども、
これは適當ではない、かように考えます。

○藤田(高)委員 問題は、現下の財政事情から考
えて困難だと、こう言つておられますが、私ども
その主張の合理性、その妥当性というものは認め
ることはできるでしょうか、どうでしょう。問題
はやはり、そういうところから発展していかなけ
れば……。

○坊国務大臣 今日の事態におきましては、實際
財政当局といたしましては、それを承知いたしま
したと言つてはまいりません。

○藤田(高)委員 現実的にどのような妥当性があ
つても——その妥当性だつたら妥当性というもの
をまず認めて、一〇〇%の妥当性を言つておるの
じゃない、そのうちのせめて一割の妥当性を認め
めになりますかと、それは認めることにやぶさか
ではありません、しかし果たして、それで財源が
あるか、現実的に財源があるかどうかと、政府の
方はいまいとところない、こう言つておる。しか
し、われわれとしては、こうすれば財源があるじ
やないか。そこで、やはり議院政治というものは、
いい意味における妥協、総理の言う協調、私
は議會政治というのには正しい意味における妥協だ
と思ふのですよ。政策的にも、できるだけ可能性
のある共通点をどこに見出すかということだと思
ふ。いまの大蔵大臣のように、オール・オア・ナ
ッシングじゃないけれども、私が指摘しておるよ
うな観点までも否定するようなことでは、これは
現実的な議會の正しいかみ合った議論にならない
と思ふのです。そういう点において私の主張をお
認めになるかどうか、重ねてお尋ねする。

それと、いま一つは、ことしの減税は減税、減
税と言つておられるけれども、これはもうすべての専
門家や新聞その他でも報道しておるように、ベア
が五%以上になりますと、これは全部、増税にな
るんですね、増税になる。大蔵省のモデル試算と
いうのは賃上げがなかったら、所得が全然ふえな
かったら、ゼロということに置いておるのです

よ。私はこれはきわめて重大な問題だと思ふね。

ですから、これだけ物価が上がるのでしょう。政
府の策定でも七・七%は上がるという前提でしよ
う。国鉄の運賃も一%以上上がる。食糧会計のあれ
も、八・八%ぐらゐ今度は繰り入れをやらないと
いうのだから、恐らくこれも消費者米価と生産者
米価のスライド制をやるのじゃないかと思ふ。そ
ういうものも上がる。大学の授業料も上がる。こ
ういう要素を加味していきまると、政府の七・七
というのは、また去年ぐらゐ以上のものが、二倍
たの物価上昇が起こり得るのじゃないか。そうい
う条件を考えると、全然ベアがないということ
を前提にした、この物価調整減税というものは調整
減税にさへ値しないじゃないか。減税という名が
かゝるこれは増税だ。この事態を大蔵大臣は
お認めになるかどうか。私はこれは数字の上でい
ろいろ試算したものは持つておりますが、これは
ひとつ、その点を明確にしてみたいと思ふ。

○坊国務大臣 ただいま物価調整減税というお話
がございまして、むろん今度の税制改正では物価調
整にも役割りは全然、演じていないということでは
ございませぬけれども、これは物価調整減税とい
うこともさることながら、私は中小所得者に対
して、いろいろな観点から、いま、このままの負
担ではよろしくない、こういうふうな考えまし
て、非常に苦しい財政事情から、これらの方々に
對する負担を軽減する、こういう意味において考
えられたのが今度の、いわゆる物価調整減税とい
うふうにおつちやつておりますが、その減税であ
らうと思ひます。

○藤田(高)委員 さっきの三海里じゃないけれど
も、非常に問題の焦点がかみ合わないですね。言
葉のなで、すりかえをしようとしておる。やは
り減税というのは具体的な数字の上にあらわれて
くる。サラリーマンで言えば給料袋に数字であら
われてくるのです。そうでしょう。それだけに私
は、抽象論よりも具体的なもので、せつかく三
千五百三十億というものは政府もやりましたよ、

財政事情困難の中でやっただけでも、結果的にはこういうふうな増税になるのです、国民の皆さん、国債発行するような時期だから勘弁してくれよ、という問題の正しい事実認識をやるという姿勢がないのです。物価調整減税をやったんだ、減税をやったんだ。一般の国民の受けとめ方からいけば、給料袋をもらったらこれは実入りがいいだろう、去年よりもよくなるだろうと思っておると、今度の減税案ではペアが五割上がつて所得二百三十万円のところで一年間にわずかに三百二十四円、月二十六円です。月二十六円の減税があるだけであって、あとは年収二百三十万、三百万、四百万、五百万というところをとってもペアが八割以上上がった場合には全部増税になるのです。この事実はお認めになるでしょう、どうです。

○坊田国務大臣 先ほども申し上げましたが、所得税というものは所得が課税標準でしょう。それで所得が上がるということになりますれば、その人について私は今度減税すれば、その人がペアになつてそして所得が上がった場合、もし減税をしなかった場合と比べてみたら、藤田さんの言われるようにこれは増税になるということではないと思ひますが、いかがでございますか。

○藤田(高)委員 三千五百三十億の今度の政府の言うところの物価調整減税をやらなかつたら、増税になる部分が多くなるということであつて、この政府の案でいつてもとにかく増税になりますよというこの事実は認めなければいかぬでしょう。そういうことを言っておるわけですよ。それはもう事実ですよ。いまの答弁から言つてもそういうことなんですよ。私はその点からいいますと、今度物価調整減税と言つておられるけれどもこれは減税にはなつておりませんという点を指摘しておきましょう。もうあと三十分しかありませんから、あとの問題もありますので、そういう政府の言うものは決して減税ではないということを指摘をして私は次の質問に移ります。

そこで私は先ほど冒頭挙げた四つの観点のうち国際的な観点からいけば、これはもうすでに前議

員が指摘したように世界の景気が非常に沈滞しておる。これを上げるためにはアメリカなり日本なり西ドイツが牽引的な役割りを果たさなければいかぬ。特に日本の場合には少し輸入をふやして国内需要を喚起してでも世界のそういう要望にこたえていかなければいかぬという現実的な条件が国際的にはあると思うのです。私はそういう点からいいますと、やはり減税政策によつていまの一石二鳥的な景気浮揚策のてこ入れにもしようし、またそのことの方が効果があるのじゃないかということを主張をしてきたわけでありますが、この問題自身で議論をしますと時間がなくなりますが、そのうち立場に国際的には置かれておるといふ状況の中で減税政策というものがきわめて有効な良策ではないかということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、総理にこれはお尋ねしたいのですが、総理は五月になるか、近く七カ国首脳会議にも出席することが報道されている。あるいはそれよりも前に訪米をしてカーター大統領にも会見をする、こういう政治日程が組まれておると思ふのですが、日米関係においては貿易の不均衡がこれだけ問題になつておる。世界の経済からいけば、国際経済からいけば先ほど指摘したような条件がある。こういうときに国内議論としてはいまわれわれのやりとりで済むかもわかりませんが、どうでしょう、アメリカに行つてカーター大統領なり、七カ国首脳会議に行つたときに、世界各國は、日本は輸入をふやして国内需要を喚起してひとつ景気を刺激するような政策をとつてもらいたい、というのが諸外国の立場じゃないかと私は思ふ。そういうときにこういう大統領との会談なり首脳会議において、俗語と言つたら失礼かも知れませんが、福田景次郎刺激策的なものが国際的に実現できる、了解してもらへる自信がありますか、どうですか。

○福田内閣総理大臣 私は、国際社会ではわが国の経済運営は高く評価をされておる、こういうふうな認識でございます。強いて言いますれば、輸

出がある特定の国あるいはその一地域に集中的に出ていく、こういうような点について方々の国から苦情がありますけれども、わが国の経済運営の基本につきましてはこれはいささかの批判というものはないと私は思ふのです。むしろ高く評価されるという立場にあるように思つております。

○藤田(高)委員 この国際的な視点からするわが国の減税政策についても、これまた私どもの主張の合理性というものが十分あるだろうと思ふわけですね。この点もひとつなお議論をしたいところでありますが、時間的な関係で私は次に進みたいと思ひます。

最後の観点は、私冒頭に指摘をしたいわゆる税の不公平の是正、これは今日の社会的公正を是正する一つの柱になつておると私は思ふのです。この点についてはすでに一定の議論がなされたところでありますが、問題はいろいろところを是正するのだというところになれば、法人税の中における引当金あるいは租税特別措置の中に盛られておるさまざまな準備金あるいは利子配当といったような資産優遇税制を、少なくとも勤労者の感覚で見ても、なるほどその程度だつたらやむを得ないだろうというぐらゐなところまで税の公平を期するということとは今日国民の一致した意見だろうと私は思ふのです。そういう立場から検討いたします場合に、一兆円減税の妥当性、その財源をどこから捻出するかということにも関連をするわけでありますが、先ほど事務局を通して総理なり大蔵大臣の手元に私の一つの試算、試算を出しておきました。これは細かいことは一々説明することは時間的關係で省略しますが、すでに石橋書記長なり一昨日の武蔵委員からも指摘をいたしました、たとえば法人税の貸し倒れ引当金、これは現在どれぐらゐあるかといふと、いわゆる私どもは画一的に中小企業なんかを含めといふのではないのです、非常に特徴的なところを申し上げますが、貸し倒れ引当金は現在期末の引当金総額が二兆七千二百七十八億ある。そのうちで資本金十億以上ところが一兆六千七百四十四億ある。これは

全体の約六割を占めております。こういう多額の引当金で、今度政府も引当金を千分の八を千分の五に下げようとしておる。ところが、その引き下げ方が半期ごとに〇・五ずつしか下らないのです。今日の財政事情をそこまで強調なさるのであれば、これだけ膨大な引当金があるのですから、どうして一気に千分の五ぐらゐ、政府がここの二年半なり三年がかりでなし崩しのにやるものを政府原案ぐらゐまで引き下げることができないのか。私はその観点からいいますと、まず一兆六千七百四十四億円の約二分の一を取り崩して、そうして法人税の四〇％を掛ければ約三千三百億の財源が出るではありませんか。この方向は政府もここ何年

来ちよこちよこと、もう非常になし崩しのですけれども、われわれの考え方をとりつつあるわけですね。なかなか金融保険関係のなについては、この間のエコノミストで、かつて主税局長をやつた泉さんとか、国鉄総裁をやつておる高木さんとか、あるいは吉岡さんとか、こういう人がこそつて金融保険会社の引当金ぐらゐわからないものはない、こう言つておるのです。そういうなにかに言つても、国民的な要求から言つても、この際、いわゆる半分取り崩して、その四〇％の税金を取ることが無理であろうか。これは国民の合意を得られると私は思ふのです。あるいは、どうでしょう、同じく退職給付引当金についても、同じようにこれこれ十億以上の退職積立金というものが二兆八千三百億からあるわけですね。この間の一番新しい大蔵省に出されておる有価証券等によりますと、これは一つの例ですが、三菱銀行が五十一年度の三月期決算では、驚くなれ退職給付引当金は期首の残高が二百七十億、そして当期に増加した分が九十八億、そして現実に退職給付引当金として目的どおり使用したものがわずかにその一割の九億七千万。実際に法律で指定されておるような目的に合致して使われておるものはわずかに一割。しかも期末の残高は期首の残高よりもさらにふえまして、三百六十億の残高があるのです。三菱銀行だけでですよ。これは一般的に退職引当金を崩

せと言つたら、労働者は、わしらの退職金に準備しておるものを崩すのかという感覚が出るかも知れぬが、そうではない。これはそういうものに實際的には使われてない。實際使われておるものは、過去の実績から言つたら千分の三ぐらいなんです。千分の三ぐらいしか充当されてないのです。ですから、これはもう明らかに内部留保になつておる。いわば税金隠しになつておるわけですよ。だから、東京部の新財源構想研究会のように、いわゆる四十九年のあの現状から言つても二兆六千億からの財源がある、わが国に財政危機があるなんというのは、これはおかしい、取るべきところから適切に税金を取らないからこうなんだというところを指摘しておるのです。そういう観点から、私は、とりあえずこの退職引当金と貸し倒れ引当金については現状に即した立場からこういう試算をやりますと、両方でこれ九千億近くの財源が出てくるわけです。これは無理をしないです。出てくる。こういう具体的な、真摯な提案に対しては、いわゆる謙虚に対応する、そういう立場から答弁をひとつ求めたい。

○坊間務大臣 お答えいたします。真剣に考えております。

引当金につきましては先般もお答え申し上げましたが、これは租税特別措置に決めておる政策措置などとは違ひまして、会社会計準則に決められたことであり、かつまた商法もこれを認めておるというふうなものでございまして、これを頭から否定するということではできないこととございまして……(藤田(高)委員「頭から否定してないでしよう」と呼ぶ)お答え申し上げます。——お答え申し上げます。

それに対して繰入率をどうするかというお話でございまして、それは絶えず現在の状況に即して考へていかなければならないことであるというところはよく存じ上げておりますけれども、いづれも実際の貸し倒れが起つて、それにこれがどう寄与しておるか、あるいは実際の変動に対してどう寄与しておるかということを考へてみます

と、いろいろの場合によつて違ふことがある。たとえば貸し倒れ引当金につきましては金融機関の場合とその他のものの場合とのいろいろな乖離が起つておられますので、そういったようなことも考へまして、実際に即応するような手だてを今日までやつてまいつたものでございまして、画一的にこの率を幾らにしてしまふということにつきましては、これは相當の慎重なる態度をもつて実態を把握しながらやつていかなければならない、かやうに考へております。

○藤田(高)委員 私の提案は、きわめて現実可能なことを提案しておるのであつて、先ほどから言つておりますようにいわゆるオール・オア・ナッシング的なことを言つておるのじゃないんです。そこまで坊間大臣おっしゃるのであれば、私も大蔵委員を何年かやらしてもらった、大臣とも籍を一緒に置いてきましたが、どうでしょうか。私の記憶に間違いなかつたら、たしか四十六年の七月ごろだったと思いますが、預金保険制度というものができた。この預金保険制度をつくるときの主張は、貸し倒れ引当金というふうなものは、これは銀行で言へばいわば無利息の原資、無利息の金で資金運用をやつておることになつておるから、この現状を直すためには、いま言った繰り入れ限度額を下げるといふだけじゃなくて制度を変えましようということ、預金保険制度ができた。それから五年もたちますけれども依然として存続しておるのはいくつことなんでしょうか。あなたがおっしゃることからいくつことなんでしょうか。あな金保険制度にこれを切りかえないのでしようかね。どうでしょうか、一方ではなるほど顕微鏡でも持つてこなければならぬほど少しづつ下げていきよ。ところが、片一方ではそれにかわるべき新しい制度というものををつくりながらそちらへ移行しようとしなないじゃないですか。どうですかその点。

○坊間務大臣 お答え申し上げます。

いま藤田さんは、しきりに大企業とかあるいは大金融とかいうふうなものについての引当金とい

うようなものは繰入率を縮小していけ、こういうお話でございませうけれども、私は、いま先ほど最初に申し上げましたとおり、いまの減税というものは、現在の諸般の環境、現在の財政事情といつたようなものも慎重に考慮しつつこれを実現していかなければならないということを申し上げたのですが、そこで、非常に景気の浮揚をしていかなければならないということが常に頭に有る。そうすると、そういったような——私は何も大企業の味方をするものでも何でもありませんけれども、そういったようなところをやはり考へていきまさんと、いまの一番の大きな目的である景気を浮揚していくということについて大きな影響があるというふうなことで、これはよほど考へなければならぬということが一つです。

それから預金保険といつたようなものは、これは倒産をしたときどうするかという措置を考へたものでありまして、いまやつております引当金といったように法人所得についてこれを計算するのには適正なる計算をしていくためにつくられておるものといふことは性質が違ふのじゃないかならうか、かやうに考へます。

○藤田(高)委員 この制度をつくるときの委員会の議論は、やはり貸し倒れ引当金のようなものは別に外へ積んでいくことの方がより適切ではないか、中へ積んで引当金として残しておけば、これは内部留保になるじゃないか、そしてこれはいわゆる税金隠しになるじゃないか、税の体系から言つてもきわめて不合理じゃないかということ、保険制度ができた。保険制度ができたればそちらへ移行しましようということであつたと思うのです。それはどういふ知恵づけをしたか知りませんが、けれども、そういう性格のものさ否定して、やはりある意味では二重に大企業のこという引当金等を存続していくということは、私はいささかそこに、国民の税の不公平を是正しようといふことに対して真剣に耳を傾けてない。退職給付引当金でも、どうですか、一番最近の新しいなにからいつても、一兆三千億ある。実際に使用されてお

るものは、大企業五十社を拾ひ上げますと、わずか五・七％しか目的に使用されてない。あとは目的外に残されておるわけですから、使われておるわけですから。こういう不合理は私は積極的に改善すべきじゃないか。

そこで、私はこゝへいま試算として出したものをぜひやつてもらいたいということを強く主張するのですが、現実的にどうですか、現在退職金は二分の一まで積み立てることができるといふものを、これを四分の一ぐらひに下げたらどうですか。ある企業によつては、自己否認されることを認めて、従業員が一遍に一〇〇％全部やめてもいいだけの退職金を積んでおるところがある。私はこんなことを許して、それが税金隠しになつておるといふことを国民が許しますか。そんなことで、社会的に不公平の是正とか税の不公平を是正するなんていうことを政府は口にするのができますか。私はこの点をお聞きしたい。

それと時間の関係でもう一つ、せっかく私は試算をしましたから申し上げておきますが、これまたすでに指摘のあつた所得税の利子配当であります。

今度政府は、この源泉徴収率を一五から二〇％にする。そして源泉分離課税を選択した場合は三〇から三五％に引き上げる。われわれの強い要求で、これはもう非常にわかりやすいですね。勤労者の場合は、去年までは百八十三万円に対して、利子配当の場合は四百四十万円、約倍ですね。今度は税制改正で四大家族で二百一十万円になった。標準家族で二百一十万円になった。ところが、この利子配当課税の課税最低限は今度は四百四十万、倍以上になりましたね。さらにその間が開く。これは何としても税の不公平ですね。そういう点からいくと、政府もこれだけの改正をやるんだが、これはどういふことでしようか、来年の一月一日から実施すると、こう言うのであります。政府がこゝまで財源難で国債発行して、われわれが減税することを、これだけ財源があるじゃないかと言つても、財政事情が思ふようになりま

○福田内閣総理大臣 私はどうかたくな男じゃないのですよ。協調と連帯とまで言っておるわけでありまして、そういうことで国会の御議論、われなんかには終始耳を傾けてお聞きをしておるわけでありまして、いま私どもが提案している税制、これも党首会談で皆さんから一兆円減税だ、こういうお話を承りまして、御意見もそういう中で尊重しなければならぬな、こういうふうに着まして、実は主税局、大蔵省はもう少し小さいが

税案を持ってきたのです。それを可能な限り大きくするといふので三千五百億減税といいたした次第でございまして、そういういきさつのありましたことも踏まえましてひとつ御審議願いたい、かように考えます。

○坪川委員長 これにて藤田君の質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二分開議

○坪川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。坂井弘一君。

○坂井委員 質問がかなり多岐にわたっておりまして、制約された時間でございますし、御答弁をひとつ簡明にお願いしたいと思ひます。

福田総理が、このロッキード事件の徹底説明は必ず実行いたします、その結果については国会に報告をいたしますと約束されたわけでございますが、一体このロッキード事件の徹底説明、この徹底説明はだれがいかなる手段、方法によって説明をするというように総理はお考えになっておられるのか、そこをひとつ明確にしたいと思ひます。いつごろをお考えになっていらっしゃるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 ロッキード事件は御承知のように三つのルートがありますが、その中で全日空、丸紅、この二つのルートにつきましては検査の方の調べは全部済んだわけでありまして、目下公判の維持に全力を尽くしておる。この公判を通じて解明が行われる、こういうふうな考えでおります。それからもう一つの児玉、小佐野ルートにつきましては、これは兩名が病氣のためもう捜査に限界が来たというので壁に突き当たったような段階になっておりますが、健康の回復その他

新たな情勢の展開次第捜査を進める、こういうふうな思いをしております。

それから、国会に対する報告につきましては、時期につきまして、これは国会内で御議論願つて、そしてその意向なんかをくみ入れて決めた、かように考えております。

○坂井委員 いま総理お述べになっていらっしゃるけれども、ロッキード事件の真相解明、徹底説明といふことになりまして、何を申しまして、も児玉、小佐野ルート、この解明なくして全容の解明はあり得ない。そこで、どうやら公判にも移つておるから、その推移を見守ろう、つまり檢察任せのようなことでもつての解明というところにひとつ期待をかけていらっしゃるようでございますが、われわれが元来この事件の解明ということですが、決意も、いわゆる国会決議にあらわれたあの精神といふものは、いわゆる政治、道義的責任の究明である。少なくともこの事件を生んだところの構造的な解明なくして事件の反省とそこから得る教訓、再発防止といふものも出てこない。何よりも大事なことは、犯人探しとは別に、政治、道義的責任を究明する中でどうした事件を生むに至つた政策決定のプロセス、たとえばあのエアバスが導入決定される、ドル減らし政策の目玉商品としてあらわれる、それに至る経緯、こういうものをやはり明らかにしていく。どこにどういう間違いがあったのか、こういう政策決定が正しかったのか間違っていたのか、こういうようなことを明らかにすること、これがやがては政策に貫して責任を持つことは政府の役目ではないかと思ひます。同時に、そのことはやはり国会の責務でもあるわけですね。そういう意味から言いますと、私はここでやはり国政調査権に基づくところの国会におけるところの真相解明、徹底究明、これが何よりも大事だ。総理が言われたところの徹底解明は、どうにもそういう国会におけるところの究明、これに對して非常に消極的な感じがするんではないか、こう思われるわけでございますが、すばり言いますけれども、国会で国会議員を初めとする証

人喚問、これを再開しようとした場合にはそれは御賛成でしようね。国会で決めることでございませうけれども。

○福田内閣総理大臣 それは国会で決めることでありまして、国会の決めることにつきましては何らの意見を差しささむことはないと思ひます。

○坂井委員 いま公判が始まっていますけれども、いわゆるそうした折に事件の關係者を国会に証人として喚問することが裁判官に対する予断、偏見を与える、あるいはまた檢察官の公判維持に悪い影響を及ぼす。したがって、いま直ちに国会議員の証人喚問等は、これはある意味では司法権の侵害といふようなことにもなりかねないのではないか。したがって賛成はできないといふような意向といふものが多分にあるのではないかと。たとえば法務大臣の福田さんのかつての発言等もそういうところを指しておるのではないかと、こう思われるのですけれども、いまのような物の考え方に対して私は真つ向から反対でありまして、何ら差し支えないという立場をとるわけでありませうけれども、もちろんこれはやみくもに何でもかんでも、たとえばいまだ被告人であります人を直ちに喚問するといふようなことについては、これはいささかのやっぱり配慮をしなければならぬ。しかし、そうではない事件の關係者等を証人として喚問して国政調査権に基づいてこの真相解明を図るということは、何ら公判維持あるいは裁判官の予断、偏見を与えるものではない、私はこういう考えを持ちますけれども、総理はいかがですか。

○福田内閣総理大臣 証人喚問はこれは国会で決めることでありますから、その決めることについて異議は申し上げませんが、しかし政府が希望するところは、公判に何らかの影響を与えるような証人喚問並びに証人の尋問、そういうものにつきましては、その辺を良識を持ってお考え願ひたい。これは切に希望申し上げます。

○坂井委員 まことに何がしかのやがては配慮、あるいはこの運用において工夫をこらすということ私は私事だろと思うのです。それは大事だ

らうと思ひます。ただ基本認識として、ここでやはりはっきりしておかなければならぬことは、今回の事件に対する国政調査権の活用といふもののいゆる目的の正当性あるいはまた目的の公示性。そのことはつまるところは、まさにこの種の事件をこのまゝにしてやむやにすれば日本の民主主義の崩壊にもなりかねないといふ意識があるわけですね、底流に。したがって、そういう正当性なり公示性といふことを考えた場合には、判断した場合には、まさに国政調査権は今日きわめてこの活用は重大な意味を持っておりまして、同時にまたやはり時期を逸さないで引き続き調査活動を行うということが大事だろと思うのです。ですから、私はそういう認識に立っておりますので、総理、これ以上この問題につきまして議論をいたしまして、基本認識として一致しておれば、あとは国会の問題といたしまして、われわれの方で早急にその時期等決定いたしまして、証人喚問等を実現したい、こう思つております。

そこで、具体的に問題に入つていきたいと思います。まず、確かに、言われますように児玉、小佐野ルート、この解明がなかなか難航しておるということでございますが、現状はいかがでしょうか、見通しとしましては、

○福田(二)國務大臣 お説のとおり児玉、小佐野ルートの解明は非常に重要でございます。しかし、御案内のように二人とも病氣のために思うような取り調べが十分にできなかったという事実があるわけでありまして、しかし、御指摘のようにこの問題の解明は非常に重大であると思ひますので、捜査本部は縮小はいたしましたがけれども、まだ解いておらない。しかも、ことしの三月の半ばには、証券取引委員会にロッキード問題に関するロッキード社の調査特別委員会が報告を提出するといふことに相なつておるところは、これは坂井さんも御案内のとおりであります。そこでその報告についてSECがどういふような措置をとるかというふうなことにしても十分深い関心をもち、またその他のことについても、新しい事実が

第一類第十三号 予算委員会議録第六号 昭和五十二年二月十四日

イーイング727、こう決めておった。で、ボーイング727につきましては、東亜国内航空が持つておった227を日本航空に三機貸してあった、これを返してもらいましよう、新しく日本航空が持つておりまうところのボーイング727を八機リタイアしまして、合計十一機で727のジェット計画を持つておった。ところが、小佐野氏が日航に働きかけをしまして、そのうちの三機を大韓航空にリースパーチェスした。これは結果的には売ってしまおうのです。売られてしまったために、せっかくの東亜国内航空の当初のボーイング727によるところのジェット計画がこれが崩れてしまった、できなくなつた、こういう一連の経緯を示した資料なんです。大韓航空に売られた飛行機というのは、これは製造番号一八八七四、一八八七五、一八八七六と、この三機ということが日本航空の社外秘資料においても明らかに明示されております。で、そういういきさつによって、つまり日本航空の状況の変化により、当社が希望する時期にこれらジェット機材を譲り受けることがきわめて困難となり、かつこれらを日本航空以外から導入する場合には、同型機の製造がすでに中止されているので、スペース、この手当てが非常に困難である、したがって断念せざるを得ない、というのがこれが東亜国内航空の文書なんです。こういういま申しました一連の小佐野氏が介在いたしました工作につきましては、検査当局はとく御承知かと思ひますが、いかがでしょうか。

○安原政府委員 ただいま御指摘のようなボーイングの関係につきまして、御指摘のような事実を検査当局が知っているというふうな報告には受けておりません。

○坂井委員 内容に入つて時間を費やしても意味がないかと思ひます。指摘にとどめておきたいと思ひます。

ただ、この結論がどうなつたかと言ひますと、結局この小佐野氏の一連の働きというものが、日本航空に対してはボーイング社のボーイング747五機、ダグラス社のDC10六機、全日空に対しま

しては、ロッキードのいわゆるトライスター二十機、東亜国内航空に對しましては、いま申しましたダグラス社のDC9十九機、こういうふうな航空三社に對しまして米國三社のエアバス売り込みをうまく振り分けをする、こういうふうな働きがあつたようであります。こういう具体的な内容につきましましては、さらにロッキード特別委員会もございまして、そこから、その中で明らかにしたいと思ひます。

ただ、私がなぜこういう問題をあえて申し上げておりますかと言ひますと、冒頭申しましたように、この一連の工作というものがロッキード事件の真相解明に、なにかんづく見玉ルートの解明にきわめて重要なかわり合ひを持つてゆえにあえて申し上げてゐるわけでございまして、特にこの一連の働きが、いま問題になつておりますボーイング社の日本に對する売り込み工作、これとも深いつながりがあるということでありまう。

そこで、先ほど法務大臣、このロッキード問題につきましましてSECの公表がなされるということにつきましましてあいつ御答弁があつたわけでございまして、すでにこのボーイングの海外不正工作、とりわけ日本に對する工作の内容に觸れまして、SECでは調査が完了いたしてあります。しかもその一部につきましましてはすでに公表されておるとおりでございまして、御案内のとおりでございまして、そこで、その中にいふゆる秘密代理人十八人、これは日本人も含まれるということとSECも言つておるわけでございまして、これは非常に無視できない、ロッキードとある意味において根を一つにする重要な、真相解明のために問題であります。したがつて、ここでこのようなSECがすでに公式にその内容においてきわめて大きな問題ありという公表をしてゐるわけでございまして、犯罪容疑きわめて濃厚であります。

法務大臣に伺ひますが、一般に犯罪容疑濃厚という場合には、当然捜査には着手されるのでしようね。

○福田(一)國務大臣 事実が明らかになつた段階

においてはもちろん捜査に着手することは当然でございまして。ただいまのお話の件だけで、調査し得る事実があるとは捜査当局は信じていないようでございまして、念のために政府委員から答弁をいたさせます。

○安原政府委員 ただいま大臣からお答えなされましたように、ボーイングの売り込み工作に關して犯罪の容疑があるという報告を捜査当局からは受けていない次第でございまして。

○坂井委員 法務大臣、これ検査当局から説明を言つたつて無理なんです。むしろ政治的にあるいはわが方の政府の姿勢の問題として、これは法務大臣御自身あるいはまた総理が御決断されるべき問題だらうと思ひます。

私があえて申し上げておりますのは、つまりSECにおいてもそういうきわめて容疑濃厚な内容が公表されてゐるんですよ。日本人も含まれてゐるというんです。もう少し詳しく申しますと、この秘密代理人というものはSECの調査でわかつただけでも十八人あるんだ。その人たちはアジア、南米、中東の各國にまたがる外国人、その中には日本人も含まれる。それから三つ目には、ベネズエラの秘密代理人は、國營航空の副社長ホセ・ピグナ氏である。四つ目、秘密代理人に對して百万ドル——大体三億ですね、単位の金が支出されておる。五つ目、ボーイング社は七百万ドル、二百十億の賄賂を使用した。ということになります。これはある意味では、規模的に言ひましては、ロッキードよりもつと大きいということなんです。特に日本人が含まれておるということになります。と、前のロッキード事件と同じように、少なくとも外為違反なり所得税法違反の疑いもさらに強くなるわけでありまして。こういうふうな事柄がすでにあるながら、どうして日本政府は、福田内閣は調査しようとしなないのでしうか。やるべきじゃないでしうか。また困るんじゃないでしうか。

○福田(一)國務大臣 私が申し上げておりますことは、だれが、どのような目的を持つて、どこで、

いつ、何をしたかと、こういうふうな事実が、これが事実だと思ひます。そういう意味合ひにおいて、いま御指摘のあつたことだけではいふゆる犯罪容疑が存在すると認定することが困難であると検査は認めておるのだと思ひておりまう。

○坂井委員 検査は認めておる——検査はそれはすぐに動けぬでしうよ。法務大臣、このときにこそ指揮権を発動したらいいんじゃないでしうかね、やりなさいと言つて。それは、まさに政府としての真相解明に對する前向きな姿勢として、あなたは自身が御決断されてしかるべき問題だらうと思ひます。これは何も——総理お聞きくださいね、私はただ新聞情報とか何とか言つてゐるんじゃないんですよ。私人が言つてゐるんじゃないんですよ。たとえば、レイナード発言なんか、いま私人だなんて言ひますけれども、あれは私人のときの発言じゃないんですけれども、まあそれはそれとしまして、れっきとしたSECという公的機関なんです。公的機関が公式に言つてゐるんですよ。それでも黙つて手をこまねいておるんですか。それではいかにもおかしいじゃないですか。また海のかなたからばかんとロッキードと同じようにボーイングの問題がさらに具体的にわが方に降りかかつたときに、またあわてふためいてというふうなことでは余りにもみづともないじゃありませんか。みづともないとかみづともなくないとかの話ではなくて、もつともつと、より本質的、より根本的な問題という意識が大事だと思ひます。そういうことを私は言つてゐるのであります。あえて答弁がないとしますれば、ここで一つ問題提起をしておきます。

わが方でも調査いたしました。その中で、四十七年当時の、日商岩井を通じて來てゐるんですよ、ボーイング747五機。あえて言ひましよう、売り込み工作と言つておきましよう、それに關係いたしました航空担当重役にまつわる疑念。その際にボーイング747五機を日本航空が購入する際の特種な値引き、あえて特種な値引き、がなされて

おります。その特殊な値引きたるや、まさにあのロッキード事件に見られるような、全日空がトライスターを購入する際の一連のからくり、あれにまさに軌を一にしたような形で、もって特殊値引きがなされておる。その特殊値引きが政治家に献金されておる。あえて言いましう、裏献金。こういう事実がある。それを立証する一つの証拠として、ここには、日本航空のボーイング747五機購入の際の契約一覧表がございます。ここでは価格調整ということで表示されてございます。

この機会に会計検査院に伺いますが、少なくとも日本航空は政府出資の法人であります。当然会計検査院の検査対象となっております。このことを意識してかしないかは別といたしまして、少なくとも日本航空の業務内容についての検査をされる過程の中で、いま私が指摘いたします特殊値引きということにつきまして、きわめて強い関心をお持ちであろうと思いますが、多くの答弁は要りません、関心を持っていらっしゃるかどうかについてだけ、まず伺っておきたいと思ひます。

○東島会計検査院説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、日本航空に対しては日ごろから常に関心を持って検査しておりますが、ただいまの五機の値引きの点、それからその他の全体としての取得価格が適当であるかどうかということについては、ペテランの調査官を特に配しまして厳重に検査しておる段階でございます。今後とも引き続きやっていきたいと、このように思っております。

○坂井委員 会計検査院の徹底的な前向きな検査を期待いたしております。

そこで総理、伺いますが、この問題は、私はロ特で具体的に触れていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても相当いろいろな問題があるようなんですね。やはりこの機会に政府は調査をした方がいいんじゃないでしょうか。まあいま法務大臣も答えありましたが、それは総理、このままほっておいていい問題とは私は思いません。少なくとも何らかの形で何らかの方法を

講じて、この種の問題に対しましても政府が解明に対して責任を持つという姿勢は示しになった方がよろしいんではなからうか。このままあいまいにしておくべき筋合いの問題ではなからうと思ひますが、いかがでしょうか。

○福田(一)國務大臣 ボーイングの問題については、まだ事実が明らかにできておりませんから、この捜査としては何らやっておりますせんけれども、実は外務省を通じてその事実を調べておる段階であります。

○坂井委員 外務省を通じて事実を調べておる段階——すでに米側とは接触をしておるわけですね。まだ回答は何ら得られていないということなんでしょうか。それと、もう一つお答えいただきたいのですが、そうであるならば、この機会にアメリカ政府に対して正式にボーイングの問題に対する資料の提供の要請をされてはいかがでしょう。

○福田(一)國務大臣 ただいま照会をしておる段階でありますから、いかなる報告がなされるか等を見た上で措置をいたしたいと存じます。

○坂井委員 せっかくお答えいただいたんですが、総理どうでしょうか、もうちょっと積極的に、向こうの報告を待つてということですけれども、それはわからぬではありませんが、余りのんびり構えておる問題でもない。もうちょっと強い姿勢で、せめてもSECにおいては相当な資料があるわけですから、それらの提供ということが考慮できないものだろうか。もちろん一方においては日米司法取り決めの問題もござりますが、これは日米のロッキード社の問題に關しての取り決めですね。一方、ボーイングの問題なのですよ。

ですから、これは別途に司法共助協定等の必要があるのかないのか、あるいはまたそういうことがよろしいのかどうなのか、議論は別といたしましても、何かの形でもう少し積極的にこのボーイング問題に対する米側からの協力要請をする意思はございせんか。

○福田(一)國務大臣 先ほどもお答えをいたしま

したとおり、照会をいたしておる段階でございすから、その回答を待つてしかるべき措置をとりたいと考えておると、かように申し上げたわけでありす。

○坂井委員 回答というのはいつごろ来るのですか。もう目鼻はついていいますか。恐らく、そういう要請をされたということ、すでにSECの公表もこれあり、問題意識としてはお持ちになったがゆえに米側に対してその内容を問い合わせたということだろうと、こう私は理解するわけですから、それであれば、問い合わせた、問い合わせた、放しだと、いつ来るかわからぬけれどもそのうち来るだろうと、この間の例の一連の日韓問題等における、まさにあれも問い合わせた。その種のような消極的な姿勢であつたらば、回答もおのずから知れた回答、つまり中身の無い回答に終わってしまう、そういう心配をするわけでありすが、いつ来るのですか。

○福田(一)國務大臣 お互いにこういう外交関係のある国の間におきまして物事を処理していきます場合には、一応そういう照会をして、そうして、不満足であればまた何か考えるということもあるであらう。第一、先ほど、坂井さんはもっと事件の内容を御存じかもしれせんけれども、幾ら幾らの金が動いたかというところとか、どの金はどう動いたかというところとか、ことについては、われわれはもちろん承知もいたしておりますが、そういうような内容等も、どの程度SECが材料を持っておられるのか。また、伝えるところによると、十八人のいわゆる代理人がおられるけれどもこれは公表しないことにすると、こういうことを言っておるところから見ますと、この事件についてはSECはもはや公表する意思を持っておられないのかもしれない。そういうようなことも考え合わせますと、われわれとしては、一応照会をいたしまして、どういふ返事が来るか、それを待つた上において、何らかの措置をとる必要があるかどうか、その判断をいたすべきである、かように考えておるわけでありす。

○坂井委員 この種のもやもやしたうっとうしい空気を早く晴らして、明らかにして、そして、確かに法的には何が処断されるべきか、あるいはまた道義的には何が非難されるべきか、あるいはまた政治的には何が非難されるべきか、というふうなことに、これはやはり毅然とした立て分けをしなから議論をする必要があると思ひます。解明していく必要はあると思ひます。ありますけれども、どうにも政府の態度がはつきりしない。へつり腰といひますかね、何となくうやむやにしてしまふおそれ、非常にそういう懸念を国民も抱くだろうと思ひます。そのこと自体が、総理が施政方針でもおっしゃっておりますけれども、やはりこれからの日本の政治というものは、信頼を得ることが何よりも大事であります。そういう観点から私はあえて申し上げておるわけでありまして、何もかもとにかく悪をばき立てて、ほこりをたたけたいと、犯人捜しをするんだというふうな観点で取り上げているのでは決してない。

この際あえてお断りしておきますけれども、国政調査権が発動されるということは、すべからず政治的、道義的あるいはまた社会的、経済的なその背景の中でのいかにしてその種の事件が形成されたのか、そのためには立法府としてどういふ処置をすべきであるか、あるいは制度としてどう改めるべきであるか、行政監督権の問題もあるでしょう、そういうことに資するためにもきわめて大事な問題である。一方においてその根底には、やはり民主主義なり日本の議会制民主主義政治体制、こういうものの危機にもつながりかねないというきわめて深刻なものがその底流にあるというふうなことを根底に踏まえながら、この種の事件につきましても、すべからず、やはり総理が施政方針でおっしゃったとおり、徹底解明は必ずやらなければならぬと思ひます。何か、臭いものにふたをしなうと、もういいかげんにこんな気分が悪い事件は終わって、いまは不景気なんだから、もうとにかくにも景気浮揚、不況の脱出、これは大事ですよ、大事なことは違ひな

いけれども、それをもつてこういう事件を事実上幕を引こうなどというような考え方、魂胆があるとするならば、これは断じて許されぬということをこの際あえて申し上げておきたいわけでありませう。

そこで、この問題を聞いてもなかなか答えが出ないようでありまして、先ほど言いましたように、具体的内容については特別委員会において逐次明らかにしていきたいと思ひます。そういう中で、政府が本当にへつり腰であつた、なぜそういうことをためらつておつたんだ、というようなことであつては国民の不信はなお増長するでしょう。私は、それを心配するがゆゑに、あえて調査をされたいかがでしようかと、アメリカに對しては、あえてこのことを頭を下げるべき問題ではないかもしませんけれども、せつかく向かうの方が調査が進んでいくとするならば、わが方の調査に資するために資料として提供の要請をしたらいかがでしようかと、きわめて建設的なことを申し上げているわけでありまして、そういう点につきましてはどうかひとつ真意をおくみ取りいただきたい。あえて申し上げておきたい。

その問題にまた関連いたしまして、例の日報問題、これはアメリカにおきましては、カーター米大統領が、韓国政府によりますところの米議員の買収事件調査、この調査をするためにアメリカの下院に特別委員会を設置するようにという提案をいたしております。ロバート・ウォーカー下院議員に對しては書簡を送つた。その中で、あなたが、向こうは米韓問題ですね、米韓問題の真相解明のための調査特別委員会を設けたという趣旨には私は全く賛成であると思ひを表明した。同時に、ペル司法長官にもその旨を伝えました。カーター大統領はきわめてすつきりしておられます。そういう手紙をロバート・ウォーカー下院議員に送つております。恐らくアメリカにおきましては下院にはこの特別委員会が設置されるでしょうし、同時に動き出すでしょう。一方、わが方はどうかといひますと、この間から議論がありまして

おり、これはなかなかみこしを上げようとしないうけであります。いま申しましたように、すでにアメリカにおきましての米議会に對する買収工作以上に大きな、大がかりなこの日報の癒着、黒い金、これがレイナード発言等によつても伝えられておるわけでございますが、総理にお尋ねをいたしますが、日報政界癒着の徹底解明のため、わが方におきましては調査特別委員会を設置した方がよろしかうかと私は思ふのですが、総理の考えはどうかでしよう。

○福田内閣総理大臣 日韓、米韓と問題がありますが、米韓の場合は、アメリカ政界に對しては金がばらまかれた、こういう問題が現実の問題として起つておるわけですから、ですから国会が調査委員会を設けるというようになつたのかと思ひますが、わが国におきましてはまだそういうような段階ではありません。私は、そういう事実があるというふうな報道はいたしませんけれども、とにかくいろいろな報道がある。報道に對しては、これは政府として調査をします。そして、調査の結果何か犯罪容疑があるというふうなことになるれば、これは捜査をやる、こういう手順を踏むべきだと、こういうふうにご考へておるのです。いまいろいろの調査、方々に問い合わせるのかそういう犯罪容疑という問題が浮かんでおらないという段階でございます。

○坂井委員 調査しているということですが、調査の結果によつてはこれは捜査に踏み切るかどうかということだということですが、総理はにおひかないというふうなことでおつしやうてゐるのです。あれはにおひかないどころか臭気ふんぶんですね。少なくとも常識的、客観的にいろいろな報道を見ましても、それをあえて政治的発言だろつと思ひますが、ある意味では捜査当局に對する牽制にもなりかねません。ああいう御発言はお慎みになつた方がよろしいのじやないでしょうか。御忠告の意味で申し上げておきま

す。そのことにあえて触れようとは思ひません。そこで、調査されておることですけれども、調査の段階でどこまでいっているのか知りませんが、少なくともこれは捜査をする必要、可能性が非常に大きいのではなからうかなというぐらゐの感觸は、総理、お持ちでしょうね。どうでしようか。

○福田内閣総理大臣 調査も完了しておらぬという段階でありますから、これが捜査事件まで発展する可能性を持つものであるかどうかというところはいまこの段階では申し上げかねる、かように御了承願ひます。

○坂井委員 米下院國際機關小委員会、これはフレージャーさんが委員長ですが、このフレージャー委員長がたゞば金大中事件についてこう言つておるのです。金大中氏の誘拐事件は、韓国政府がKCIAを通じて行つたものだといふことが明確にされ、私は得心がいった。この事実については全く疑ひがない。しかし、KCIAの日本におけるその他の活動については直接調べてはいない。こういう発言なのです。非常に明快になつた、私は得心がいった、と。金大中氏誘拐致事件、これはKCIAが関与しておつたのだ。これはレイナードさんの発言ではないのです。いま機關小委員会、そこでの委員長発言なのです。この発言は非常に重みがある、私はそう思つております。総理大臣、こういう発言がなされたということに對してあなた御自身は一体どういふ認識をされ、これに對してどう対処されようとお考へなのか。こういうことになつてまいりますと、當然、調査の段階はもう過ぎて、真相解明のための何らかの、わが方の具体的なかつ積極的な対処の方法を講じなければならぬではないかと思ふのです。いかがでしようか。

○福田(二)國務大臣 この金大中事件につきましては、私が國家公安委員長時代におきましては実は捜査を続行いたしておりました。なお、たゞいまも捜査を続行いたしておると承知をいたしてお

ります。その捜査の内容いかんによつては、これはもう當然犯罪として、あるいはその他のいろいろな問題に對しての措置をとらなければならぬ、かように考へておりますが、先般來この委員会において政府委員が報告をいたしておりましたところによりまして、まだその具体的な事実が明らかになつておりません、犯罪事実の確実にかつむに至つておりませんという報告をいたしておることは、坂井さんも御案内のとおりでございます。われわれはこの問題について決して関心を持つておらないなどというわけではございません。関心を持つておらないどころか、一生懸命犯罪捜査をいたしておるという段階とお考へを願ひたいのであります。

○坂井委員 フレージャー委員長はさらに非常に重要なことを言つておるのです。次のように言つておられます。もし調査の過程で日本に關係する部分が出てきたら、米政府を通じて日本政府に通報することになるかもしれない。そうした範圍でなら喜んで協力する。これはまた大変だな。これは御親切というよりも、日本政府の態度となぜ違うのかと思ひます。

私はかつて、ロッキードの例の問題で、超党派でもってアメリカに参りました。あのときもいろいろの人たちに会つてずいぶん話をしたわけですが、けれども、非常に違うところがある。向こうがこれほどまで関心——いま関心を持つておると言われたが、関心を持たないことではないでしようが、しかし関心を持つと同時に、すべからず行動に移つておる。それに比べて一体わが方は、これは彼我の差の、余りにも大きな隔たりというよりも、全く相反するやうな、向こうはやりまして、こつちはどうしてもやりたくない、これではならぬと思ふのです。いまフレージャー委員長が申しましたように、米政府を通じて日本政府に通報すること、喜んで協力したい。総理、どうですか。そこまで言つておるのです。アメリカの国会は、委員長が、それならば協力してください、お願いいたします、せつかくのあなたの御好意ある御発言で

でございますから、と言われてしかるべきじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○福田(二)國務大臣 坂井さんのお言葉でございませうけれども、アメリカにおいては議員を買収したという事実関係がある程度明らかにされておると思うのでございませう。したがって、アメリカが非常に積極的な態度に出ることは当然でございませう。日本の場合においてはそういう事実がまだございませうから、そこまでやっておられないわけでございます。まして、事実が明らかになればこれは当然やらなければならぬ問題であると私は考えております。

○坂井委員 事実が明らかになればと言われるが、そういう背景なり事実関係をやはり明らかにしていきたいという、積極的な取り組み姿勢の問題だと思ひます。少なくとも今回のこの事件、金大中氏拉致事件はまさに韓国の公権力による日本の國家主権を侵害したのではないかと、やはり重要な問題を投げかけられているわけですね。海のかたのアメリカでもそういうふうにはつきり言っているわけですね、日本は侵害されたのだと。それで、もう、うちは、いやそれに足るだけの確たる証拠はないというわけで、政治決着、外交決着をつけました。しかし、犯罪捜査としてはなおかついま続いておりますので、その過程の中でその事実関係が明らかに、具体的な買収工作に加わったような人たちが出てくれば、それはそれなりにまた次の捜査に踏み切るかどうかとも考えましよう。また一方においては、金大中氏事件についても、これも明らかに公権力が介在したということが、その事実が立証されたら、それから乗り出しましよう。それはおかしいのですよ。そのためにこそ捜査があるのじゃないですか。

また、この種の問題というものは、まさにその辺の判断というものは、政治的にきわめて深刻に受けとめる中でやはり決断すべき問題だと思ひます。従来のように犯罪捜査とかいうような範疇の中で物を考えておたら、これはいつまでたつてもはつきりしない。そのことはやはり日韓両国の

将来のために私は不幸なことだと思ひますね。なぜ、そういう最も基本にかかわる重要な主権というふうな問題に対して、政府がはつきりした態度に出ないのか。ここにまた何かあるのじゃないかということが次のまた迷いとして起こってくるわけですよ。

〔委員長退席、田中(正)委員長代理着席〕

ですから、そういう点についてはあえて御忠告として申し上げておきたいと思ひます。

またすでに、きょうの朝刊によりますと、二月九日の米下院本会議、これは韓国政府による米議員買収容疑について、下院倫理委員会に調査権限を与える決議案を満場一致で決議をした。この委員会では証言でありますとか、証拠資料の提出強制権まで持つておるのです。それで、すでに昨年の九月から活動も開始しておるわけですね。委員長さんはフリントさんであります。こういうフリント委員等々の調査活動、その内容等々についても、やはりいま少し政府として積極的に何らかの形でその内容を把握するというようなことをお考えになつてはどうですか。向こうがどう動こうと全然そういうことは眼中にありませんか。

○福田(二)國務大臣 私は、重大な関心を持つて日本政府としてはこれを見守つておると存ずるのであります。ただ、坂井さんにお答えをいたしたいと思ひますのであります。いま問題は二つあるのではありませんか。金大中事件、金大中が日本から拉致されたかどうかという問題は、日本の國権を侵害されたかどうかという問題についてわれわれは重大な関心を持つて捜査をいたしておるという段階でございませう。これが一点。それから今度は、もしだれかがそういう金大中事件をもみ消すためにだれかに金を送つたという具体的な事実が一つでもあれば、これは捜査に直ちに着手いたさなければなりません。アメリカの場合にはそれが明らかになつておりますので、捜査に着手しておるのとはまた全然だと思ひますが、日本の場合においてははまだ具体的な事実が一つも出ておりませんからして、アメリカにおける捜査の状況を重大な関心を

持つて見守つておる。こういう意味であるのでありまして、私たちは決してこの問題についても消極的な態度をとる意思はございませう。

○坂井委員 せっかくの御答弁でありますけれども、残念ながら私をして言わしめれば、きわめて消極的であると言わざるを得ません。これは具体的に場所を改めたいと思ひます。

次の問題として、行財政の改革の問題ですが、これは財政危機突破という見地から論ぜられておりますが、それはそれといたしまして、もう一つの側面といひますのは、やはりロッキード事件の一つの反省、教訓というところにもそれを位置づけなければならぬのじゃないかと思ひます。

そこで総理、先般来いろいろ言われておりますが、総理がお考えになつておられますところのロッキードの反省、教訓からくるところの行財政、特に行政改革の具体的なところは、基本的なところがいいでしょうか、どこを反省して、大まかにどこをどう改革したいというふうな一つの腹案というものがございませうか。何かお考えだと思ひます。

○福田内閣総理大臣 私は、かなめは行政の衝に携わる公務員、この方々が本場に公僕であるという精神に徹しまして、公私の別は明らかにする、身を持するに厳に、また事に臨んで清潔に忠実にというふうなところにあると思ひます。

しかし、行政の仕組みの中に欠陥があるかどうか、こういう点につきまして考えなければならぬ点は、ロッキード事件の反省なんかから立ちまして、いわゆる行政の指導面、つまり運輸行政をとり行つ、そして各航空業者に対していろいろな指導に当たる、そういう際のやり方、この辺に公明を欠く点があるんじゃないかという感じが持たれるわけでありませう。そういう点をどういうふうに着目していかうか。

それから、さらにさかのぼりまして許認可という問題が非常に、特に運輸省あたりでは多いわけですから、この問題を整理していく必要があるかどうか、

か、こういう問題もあるようでございませう。とにかく、いま気がつく点はその辺でございませうが、ロッキード事件、再びこういうことは起こしやならぬわけですから、行政の仕組みの中にこういうものを醸し出す火種があるすれば、これはどしどし剔抉していかなければならぬ、こういうふうにご考慮を願ひます。

○坂井委員 運輸大臣にお尋ねしたいのですが、ロッキード事件、これは運輸省が特に一番所管の省でございませうので、五十二年八月二十五日に運輸大臣が運輸行政の総点検の実施に関する訓令をお出しになつた。そこで運輸行政全般の見直しを命じられたですね。

具体的にしほりますけれども、その中で一つ私は審議会のあり方、各種審議会、運輸省ではこの審議会につきましては、大臣どうですか、どういう点検をされましたか。

○田村國務大臣 まず審議会の委員のリストをずっと見てみました。そして率直に言つて、やはりいささか運輸省出身あるいはその他の省庁出身の役人が多過ぎるようですね。でありますから、こういう点で徹底的にこれからチェックしていきたいと思ひます。

ただ問題は、やはり専門家が審議会に入つた方がよいというふうな現実面があるというところがございます。それから禁煙を禁止されておるといふような問題もございませう。でありますので、勢い安易に役人上がりを起用するといふことでございませうけれども、私自身がずっと点検しております。いささかの抵抗を感じておることもまた事実でございませう。でありますので、この点についてはこれから相当厳しく目を光らしていきたい、また改革もできるだけしていきたいといふふうに考えております。

○坂井委員 申し上げるまでもないことでございませうけれども、審議会設置の目的の最大のものは、行政の節目節目をひとつチェックしまして、ここに民意を反映させていく、そして行政の独走をこでひとつ歯どめをする、そういう役割り

というのは非常に大事だと思ふのです。つまり、本来的には行政の補佐的機関ではないはずですね。したがって、いまお述べになりましたが、お役人あるいは国会議員が審議会の構成メンバーに加わることは決して好ましくないということですね。にもかかわらずということに相なるわけでありまして、いま御答弁ございましたけれども、確かに専門的な知識云々のことはあるでしょう。あるでしょうが、しかし実態は余りにもひど過ぎるということをおし上げたい。そういうことであります。政治的な微妙な問題等について厳正中立、公正な立場で判断できない、ある意味では行政の隠れみの的な存在になつておる。

特にそのことにつきましては、ロッキード特別委員会においても、あのエアバス導入の際の運輸行政のあり方、そういう中で、各種審議会の動きということに対して政治家が介入する、いろいろな動きがありまして、ああいうものが、一つの政策目標というものはここにあったんだ、ある意味では政策便乗型権力汚職、こういう見方もできると思ふのです。したがって、そういう意味で言いました。審議会は一例です、一例ですけれども、審議会のあり方にも、重大な反省の上に立つての改革というものが試みられなければならぬ。これはもう早急に手がかけられる問題なんです。こういうことを一把からげて後回しにしていうことであつてははなはだ困るわけでありまして、ちなみに申し上げますと、たとえば審議会の構成委員について、すでに三十八年九月二十日の閣議口頭了解、三十九年九月二十九日の臨時行政調査会答申、四十年八月十二日の閣議決定、四十二年十月十一日の閣議口頭了解、四十四年四月十一日の閣議決定、こういう長い決定。これは何を言ったかと言いますと、「国会議員及び行政機関の職員は原則として審議会等の構成委員にしないものとする」、こうなつておる。この中で、特に臨調答申、改善勧告は、(1)「国会議員を委員に任命しないものとする」。(2)「行政部の職員についても、原則として委員に任命せず、必要

に応じて幹事として参加するにとどめる」。これはそこから得た長年の教訓なんです。常にこれが改善されないからというわけで、ここまで臨調答申が強く言つてゐるわけですね。にもかかわらず現状は、というところの実態というものをやはり直視しなければならぬじゃないかということなんです。

現状を見ますと、いま各省庁の審議会といひますのは、全部で二百四十八ですか、ございます。運輸省だけに焦点を合わせて恐縮ですが、運輸省だけでも一生懸命おやりになつていらつしやる。八つありますね、それを見ますと、議員及び行政職員の現役、それからOBがあるのです。このことについては一概には言えないかもしれせんが、しかしそういう者を加えますと、二百二十六名中八十三名、約四割近い人たちが、いわゆる役人、国会議員、公務員に属する人。構成メンバーの約四割。加えないものとするというのが四割近く入つておる。これが実情なんです。しかも、こういうことになりましたと、天下り云々の問題がまた絡んでまいりました、なかなかこの改革がむずかしいということが従来の実情であつたやうであります。しかし、それにはまたおのずから別の意味の弊害が伴うということでもあります。

ですから、思い切つてこれは従来何回かの閣議了解、決定あるいは臨調答申、これを尊重しまして、そして各種審議会からはそのような公務員に属する者は原則として全く除くんだ、これは基本原則をもう一回確認すると同時に、思い切つてそういう改革に踏み出しませんか、総理、どうでしょう。

○福田内閣総理大臣 いただいたお話、傾聴いたしましたから、検討いたします。

○坂井委員 早急に、前向きに検討されて、それを実行されることを強く要求しておきたいと思ひます。

お答えがございましたので、あえて申し上げませんが、特に運輸審議会あたりになりますと、も

う全部です、民間なんかいいのです、一人も。資料をいただきますと、ただ表づらで出てきたのは、中には民間人もあるのです。もつと調べてみたら元官僚なんです。ですから、もう独占してゐるのです。これで一体運輸審議会を何審議するんだらうか、こういうことに相なりますね。そういう点についても十分ひとつ意をきめていただきまして、いま総理の御答弁、前向きに実行に移されますようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

なお、再発防止に關係いたしました、きょうは具体的な中身に触れる時間がございませんので、その中の一つとして、確かに政治にまつる金、政治に必要な政治活動の資金、ここで従来とも政治献金のあり方というものが議論されてきたわけでありまして、さきに私は三木前総理にこういう質問をしたことがあります。政治家個人に対します政治献金、これは政治資金規正法の適用は受けないわけですね。一方、これは所得税法上の適用を受けるわけですが、しかし、いまだいた金が全部個人の政治活動に使つてしまふといったことでもあります。これは何も所得申告の必要もない、ここに一つのやはり大きな盲点があるというわけで指摘したわけです。

もつと具体的に言いますと、総理、私が仮に一億の金をもらつてもいいのですよ、ある人から。あるいはある団体からでも結構です。あなた個人に——政治団体じゃないのです、私の政治後援会に——關係のない、あなた個人に。たとえば福田総理、あなた個人に一億差し上げます、お使いください、じゃああなたがどうされますか、お使いください。そしてあなた個人がそれを政治活動のために使つた。これはどこにも拘束される、適用される法律はないわけですか。三木総理が事務当局に、これはいじやないですか。三木総理が事務当局に、これは一体どういうことなんだ、これは確かにそう言えらぬものかというところで検討を命じられた。その後の経緯についてはさっぱりわからぬわ

けであります。これはどういうふうに検討されてきたのか。あるいはいまの問題、総理は一体どうお考えになるのか。こういうことについて適当な措置といひますか、何らかの方法でもつてそういう一つの抜け穴をふさぐといひますか、そういう措置というものが考えられていんじやないかと思ひます。いかがでしょう。

○福田内閣総理大臣 確かに坂井さんのおっしゃるとおり、個人に対する政治献金につきましては所得税の問題があります。しかし、政治資金規正法上の規制はない。こういうことになつておりますが、これはなかなかむずかしい問題だと私は思ふのです。つまり、これを規制するとなれば、今度は政治資金規制団体をつくれれば同じような結果になつちゃうわけなんです。そういうようなことを考えますと、これをどういうふうに処置するかというなかなかむずかしい問題につながつてくると思ひますが、私、いまお話しした経過につきましては承知しております。坂井さんと三木さんとの間のやりとり、その後の経過ということにつきましては承知しております。けれども、今後政治資金規正法の改正問題、そういうことが出てきた場合におきましては、一つの検討課題ということにはならざるを得ない問題であるというふうに理解します。

○坂井委員 ひとつこれは積極的に取り上げて、何らかの方法というものを考えていただきたいと思ひます。

関連いたしました、企業献金の問題ですが、これはなかなか企業献金禁止にはいきなり踏み切れそうにもありません、いまの段階では、われわれ個人献金に限ると主張しているわけですが、それとも、従来、ずっとこう見ますと、特に自民党に対する政治献金の収支報告書から見ても、公共料金の値上げの後必らずと言っていいほど多額の金が動くのです。やはりどうもいいたくないですね、これ。ずっと一覽表に出ておりますけれども、これは際立っていますね。公共料金値上げの後がぐつとふえる。これは一々数字を挙げませ

ん。というようなことでありますので、企業献金がいますぐに廃止できないとすれば、せめて公共料金関連企業からの献金ぐらい禁止するというような、実りあるところに行くための一歩前進への具体的な形として、公共料金関連企業だけでもおやめになったらどうでしょうか。いかがでしょう。

○小川国務大臣 お答えいたします。

御高承のとおり、改正された政治資金規正法におきましては、政府から補助金を受けておる企業、その他列記されております企業から献金を受けることが選挙に關係あると否とを問わず禁止されておるわけでございます。

ただいま御指摘の問題につきましては、法律の趣旨に照らしましてひとつ慎重に検討をさせていただきます。

○坂井委員 これもなかなか議論が、次に進めたいのですけれども、どうも少しかみ合わないかわかりません。

次の問題に移りますが、日本航空機製造株式会社。日航製。実は四十八年の三月の当予算委員会におきまして、私、この日航製につきまして、航空機工業振興法を制定したときの国会の附帯決議に反してはいないか。つまり、民間機をつくるという趣旨の日航製にC1という軍用輸送機をつくらした、これは附帯決議に反するということを指摘いたしました。政府がそれを認められた。そこで、その際の政府見解、当時の田中総理大臣の「日航製にC1の試作を発注したことは、航空機工業振興法案審議の際の担当大臣の答弁及び国会の附帯決議の趣旨に反するところがあると認められますので、本件については、政府においてすみやかに善処いたします。」「こういう約束がございます。」「すみやかに善処いたします。」「という約束は履行されましたか。

○田中総理大臣 お答えいたします。

ただいま御質問のC1の問題につきまして、確かに今後善処するというところでございました。のみならず、この日航製の問題につきましては、Y

S11の問題もございまして、今日までその後の経過をたどってまいりますと、廃止するということがございましたが、実際の問題といたしましては、後の百数十機売却いたしました補修等の問題もございまして、そのまなお存続いたしております。いつでもこれを何とか方針どおりにやめたいという気持ちは持つておるわけでございまして、事実問題として、先生よく御承知のとおり、売りました航空機に對します整備の問題等が残っております。

○坂井委員 あの当時中曾根通産大臣がこの善処の中身のひとつといたしまして、日航製を解散させるといふことを言明された。自来、もうすでに四年も経過しております。この日航製の解散のめど、いつになったら解散できるのでしょうか。

○田中総理大臣 お答えいたします。

ただいまお話しのとおり、日航製の解散の問題につきましてはお話しのとおりでございます。その後五十七年度末までに、赤字も大変累積いたしております。三百六十億円の赤字が見込まれておる。この赤字の発生の原因につきましてもいろいろございしますが、特に円の切り上げ等によります多数の為替差損も出ておるような事態でございまして。そこで、この日航製を解散せよと思っております。この御答弁はいたしておりますが、さて、これに對しまして、今後民間に移管しよう、こういう方針は持つておりますが、これだけの赤字を抱え、同時にこれを受け取る受け皿もなかなかないような状態でございまして。

かような次第で、さらに詳細な経過並びに技術上の問題につきましては、御質問がございすれば政府委員からお答えいたします。

○坂井委員 私、お尋ねしておりますのは、問題はお約束どおりの解散ができるのかでございのか。解散するお答えになったのですから、しかば解散の時期のめど、これはいつごろに置いていらっしゃるのか。いろんな情勢があるでしょう、その後の推移は。いまの時点で大体いつになったら、五十七年なら五十七年、六十年なら六十

年ごろには解散できそうだと。その場合の解散の形態というのは、いま民間移行ということをおっしゃっていますけれども、確かに民間移行につきましては、五十年の十二月末の閣議におきまして「特殊法人の整理合理化について」の閣議了解、その中で「日本航空機製造株式会社は、その人員及び組織を極力縮減するとともに、引き続き民間移行の可否について検討する。」「こういう了解があるわけですね。」「引き続き民間移行の可否について検討する。」「まだするともいえないともいえないですね。この段階では。ちよつとこれもおかしいですね。その前に解散しますと言いながら、民間移行の可否についていかどうかを検討するといふのですから、大変おもしろいといふか、おかしな表現になっておりますが、いずれにいたしましても、一体この解散のめど、いつごろを想定されていらっしゃいますでしょうか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。ちよつと経緯に關する問題もございしますので、私から答弁させていただきます。

先生御指摘の四十八年の参議院での審議の際に、今後日本航空機製造の残っておりますアフターサービス等の業務が終了した段階で解散する、という方針を当時中曾根通産大臣が申されました。当時私も、大体十年ぐらゐこの飛行機が一般に稼働しているものと想定をいたしておりました。しかしながら、最近の状況を見ますと、使用期間がかなり長くなってまいっております。このアフターサービスという仕事は、契約をいたしました後の国際的な義務といたしまして、飛行機に對して当然提供しなければならぬ義務でございまして、これを無責任に放置はできないわけでございます。現在のところ五十七年と当時考へておりました解散の時期というのとはかなり先にならうかと実は考えられております。

なお、この飛行機が今後どのような使用期間、使用形態で稼働するかということにつきましては、状況も見なければなりませんので、いまの時点でアフターサービス業務が終わるというめどはち

よつとつけがたい状況でございます。

ただいま、また先生御指摘の形態の問題につきましては、閣議了解の線に沿ひまして、このアフターサービス業務を適確に引き受けることができ民間があり得るかどうか、その可否につきましては現在検討中でありまして、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○坂井委員 これは私は大変大事な問題だろうと思ふのです。大きな赤字を抱えたね。想定しますと三百六十億、三百七十億近くなんです。それでまず財政的な赤字処理の計画では、五十七年をめどとして、そうしてそれに対して政府が二百四十億の金をもうすでに出した。五十七年には赤字が一応パアになりまして解消できる。大体この時期を解散のめどにしたいといふような意向でございまして、いまの御答弁によりますと、五十七年にはやはり解散できないといふことですね。できない理由は、これはやはり国際信義の問題があります。Y S11を百八十機量産しまして、各国のエアラインを飛んでいるわけです。これは寿命も長い。アフターサービスをどうやらやっている。これは日の丸の飛行機が飛んでいるわけですね。その日の丸の飛行機をつくらした日航製が赤字を抱えてしまつて、これが解散だなんて政府が答弁してしまつた。これはちよつと動揺が起つております。やはり好ましくないと思ふのです。いかに国会の附帯決議に反したからといって、その場で善処しますと苦し紛れに言つて、善処の中身は何か、解散させることですか。というようなことを軽々に言うべき問題じゃないですね。でももしないことをその場逃れで言うといふようなその政治姿勢を私は糾弾したいわけですね。もつとなぜ正直におっしゃらないのか。まだこの赤字はかきましますよ、本当に。まだ出さなければいけないでしょう。五十七年からもつと六十年、六十五年、あるいは七十年ぐらゐまで延びるかもしれない。延びれば延びるほどこの赤字については国が補てんするわけですね、どん

ほとんど。そういうことにならざるを得ない実情にある。どこまでどうなるかわかりませんが、赤字はふえるでしょう。いかがですか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

現在の日本航空機製造の経営の状況でございますが、いま先生御指摘の三百六十億円の赤字対策を五十七年度までを想定して終了いたしました。基本的にはその予想しました線で現在経営が行われております。ただ、その後の円の変動相場制への移行に伴いまして若干の為替差損が出ていることは事実でございます。しかしながら、これも今後の為替相場の変動あるいは企業努力による吸収といったようなことから、将来どの程度の経営状態になるのかということにつきましては、いまここで明確には申し上げかねるというのが実情でございます。

なお、これに関連いたしました、四十八年の当時の中曽根通産大臣のおっしゃいましたことにつきましては、当時アフターサービス事業の終了に伴いまして解散をする。つまり、日本航空機製造には新しく仕事をやらせるわけではなくて、いわば清算的な仕事、従来残っておりましてアフターサービス事業に専念させる、こういう御方針でござりましたことにつきましては、私も基本的には現在もそういう考え方でまいっております。何れもそこには矛盾はないものと私は理解いたしております。

○坂井委員 いずれにいたしましても、赤字はまだふえることは間違いないですね。ふえる赤字に對しましては国が手当てせざるを得ない。これは実情的にはそうだろうと思うのです。その責任云々は別として、それはそうせざるを得ないと思ひます。そういう問題があるということ、それはひとつ十分に御認識をしておいていただきたいということが一つであります。

それから、日航製の解体か解散と言った方がいいんではないか、これが形としては民間移行。この民間移行する相手先というのは、Y S IIの後継

機でありますところのY Xの開発のための主体といえますか母体というのでしょうか、となるいわゆる民間輸送機開発協会、この民間輸送機開発協会に日航製は移行していく、こういうことでございましょうか。

○熊谷政府委員 御指摘の民間輸送機開発協会は四十八年の三月にできたわけでございしますが、これはY Xという次期民間輸送機を開発するためにつくられた協会でございます。いわゆる日本航空機製造をそのまま引き継ぐというようなことは予定をいたしておりません。

○坂井委員 その問題、あれですな。大蔵大臣、これをちょっと御説明いただけないでしょうか。いまの日航製に關しまして、予算書の八ページ、一般会計予算総則ですね。「日本航空機製造株式会社借入金に係る債務」これは第十一条に基づきまして国が債務保証をしているわけですね。この「借入金に係る債務」、これは一体何ですか、御説明いただきたいと思います。

○坊間務大臣 政府委員をしてお答えさせていただきます。

○熊谷政府委員 日本航空機製造が通産省所管でございまして、事業計画の関連もございします。政府保証を行っておりますのは、日本航空機製造の従来の売掛金の回収によります収入等、あるいはまたアフターサービス事業によります支出等、収支の差額につきましては、日本航空機製造は一般の企業のように金がかかれば借りられないというところでございまして、政府保証によりましてこの不足資金につきましての政府の保証を行っておりますものでございまして、五十一年度までの借入れの金額を申し上げますと、たとえば予算上では五十年は四十億の保証の枠で、実際の借入れは三十二億でございました。また五十一年度におきましては保証の枠が四十億で、実際の借入れも四十億行っております。また五十二年度予算につきましては五十五億お願いをいたしております。この額は、たとえば四十七年が百二十三億でございまして、年々逐次減少いたしてまいって

おりまして、若干の前後はございますにいたしましても、今後逐次この額は減っていくものと考えております。

○坂井委員 これを政府保証をする法的規定、根拠規定は、航空機工業振興法の一部を改正する法律、附則第三条の二に基づくのですね。附則第三条の二というのは一体どういう解釈になるのですか、御説明ください。

○岩瀬政府委員 お答えいたします。

航空機工業振興法の附則第三条の二は「政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、途中省略いたしますが、「保証契約をすることができ」という規定がございまして、この規定によりまして政府保証を行っておりますわけでございしますが、先ほど通産省の熊谷局長から御説明いたしましたように、日航製につきましては、売りましところの飛行機の代金が毎年入っております。あるいはまたそれに対していろいろな業務をまだ続けておりますから、支払ひも必要でございします。そういったような主として短期の資金が要りますが、これは金融機関から借り入れざるを得ません。しかし、これは日航製そのものに十分の担保があるわけでもございせんので、政府がこの法律に基づきまして、その保証契約によりまして民間からの借入金をやっておりますわけでございす。これは時間が経過いたしますに従いまして借入金の額は減少していくわけでございしますが、先ほど先生が御指摘のように、アフターサービスも続けなければなりませんし、それからまた延べ払いでございしますから、飛行機の代金はこれからどんどん入ってくるわけでございす。そういった金額でもって回収していく。あるいはまた、仕事を続けていくにおきましては今後もお借入金も主として民間からの短期借入れに対する政府の保証ということでございます。

○坂井委員 もう念のために伺うこともないかと思ひますけれども、つまり附則第三条の二による政府保証は短期運用資金のための政府保証であつて、長期運用資金ではありませんね。そういったと、これは昭和三十六年からずっと続いてきておるわけですね。日航製はやがては解散。これは移行——どういう解体で、どこにどう行くか知りませんが、いずれにしましても、アフターサービス業務を全部終わりました日航製が役割り全部を終えた、その時点では日航製はどこかに行つてしまふわけですね。つまり日航製が解散するときの財務処分の法的根拠というのが一体あるのですか、いかがでしょうか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

日本航空機製造が解散といったような事態になりました場合の、たとえばいま御指摘の政府保証による借入れといったようなものの処理につきましては、会社の最終的な資産処理によつてこれを処理するということになるかと考えております。

○坂井委員 こういうことについては予算総則で御検討いただきたいですな。つまり、順調に事業を進めていく、そこに利益も生ずる、ですから短期でもって政府が債務保証をしましう。わかるわけですよ。そういうことを繰り返すつと来たということはよくわかるわけですが、もうすでに解散が決まっております。しかも赤字を抱えておる。まだふえるだろうというのです。それが最終年度までこういう債務保証を繰り返して繰返してやつていって、あけく果てには、これは、五十二年度は五十五億ついておりますけれども、最終年度においてもさらに債務保証をせざるを得なくなつた場合には、その債務保証は結局局に支払ひの義務が生じますね。こういうあり方が、予算総則の中で、短期運用資金として政府保証として単年度ごとに認めることがよろしいのかどうなのかという是非の議論というものをもう一回考え、検討する必要があると思ひます。どうでしょう。か。腹組みとして正直におっしゃってください。恐らく最終段階においては、政府はこの債務保証をいままら切るわけにいかぬでしょう。ですか

○熊谷政府委員　お答えいたします。

○坂井委員

て、結局は

なお、私

第一類第十三号 予算委員会議録第六号 昭和五十二年二月十四日

そこで、この問題から詰まるところは次の

○田中国務士

○熊谷政府委員 御指摘のYXの共同開発事業の

展もあったのでございますが、現段階は、ボーイ

五十二年二月十四日

経ております最大の理由は、特に石油ショック後

は、そういった需要の動向にうまくミートしながら

ですが、要

まして十億九千万つきましたな。おそろくボーイ

のですか、七N七をとるのですか。少なくとも方

○熊谷政府委員　日本側の考えておりますＹＸ

○坂井委員 間もなく時間が来そうですが、総

果たすであ

ないか。そういう点についてはもう一回見直しを

ぬと思うんですね。ただ、一方においてもう一つ

—

種の産業が防衛需要、この依存度が非常に高い。

したがって、前に指摘しましたように、せっかく民間機をつくるといったものが軍用機をつくってしまふ、しかもこれをまた輸出しようというような動きにまで発展していく、こういうことは、これまで断じてならぬことですね。そういうことをにらみ合せながら、今後の日本の航空機産業というものをどうしていくのか、本気になって育成するかどうか。いまのような形で、中途半端でやるのか。ほとんど主体は向こうでやって、うちの方は胴体の頭と尻の部分だけ受け持つて、エンジンとか技術革新に一番役立つ部分は外国でやってもいい、うちはただ市場開拓のためにうまくいけばちょっともうかるかもわからぬからちょっと乗っておきます。あるいは先進国だとか何とか言われるものだから、背伸びをしまして、おつき合ひ上仕方がないであろうというようなことなのかどうか、もつとはつきりしなければいかぬ。そういう点について総理、どうお考えになりますか。

○福田内閣総理大臣 航空機産業にわが国において本格的に取り組むかどうかとなると、これは非常にむずかしい問題のようです。つまり軍需ですね。それを除いて民需だけで航空機産業を堂々とやっていくということはもう至難のことじゃないか。そういうふうに思うのですが、そういう中で、お話しのように、エレクトロニクス時代です、その時代でエレクトロニクスのかたまりとも申すべき航空機産業を持たないということは、またわが国として大変不当でないような面もあるわけで、いざしれにしても非常に判断のむずかしい問題でありますので、そういう基本的な問題につきましてはなおよく考えてみます。

○坂井委員 最後に一周。
田中元総理の公判におきまして検察側が、冒頭陳述でも明らかにしておられますけれども、いわゆる受け取った五億円というのは賄賂である、こういうことを陳述しておられますが、当然、有罪になったらこれは没収されるということでしょうけれども、無罪の場合はこれはもらい得である、いろいろなことを言われておるわけでありまして、けれども、国税当局、これについてはどうするんですか。課税されるのですか、どうなんですか。

○坊間委員 まだ何らの決定がされておられませんけれども、いよいよ没収されるということになりますれば、これは所得というものはございませう。もし、そうでないということであつたならば、そのときの事情に従ひまして国税庁は腹を決めて慎重に図っていかねばならない、かように考えております。

○坂井委員 終わります。

○坪川委員 これにて坂井君の質疑は終了いたしました。

○坪川委員 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

国際協力事業団総裁及び海外経済協力基金総裁の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○坪川委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○坪川委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○坪川委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

の安全のうえからも、アジアの安定という立場から、在韓米軍の削減、とくに地上軍の撤退は安易に考えられてはならない。こう決めてつけておられるのであります。不意な気がするのでありますけれども、日本の軍隊が何ぞ撤退するのじやないのではありませんか、外国の軍隊が外国から撤退をするという筋合いの理屈であります。ところが、日本の防衛庁の前次官、現国防会議事務局局長が「安易に考えられてはならない。など」と言いつつ、出すというのはいかぬ、とびんとこないのではありませんけれども、ほかの国の軍隊で、これは日本の軍隊じゃない。これはどういふ趣旨なのか御答弁をいただきたいのであります。

○久保政府委員 十一月の投稿であります。当時私は御承知のように浪人中でありますので意見が申せたと申しますが、申しました趣旨というのは、当時のカーターさんが当初から、四、五年後には在韓米地上軍を撤退させることができる、こういう言い方でできておりました。この趣旨というのは、御承知のように、一九八〇年ごろには南北の軍事的なバランスが成り立つという韓側側の見方がある。きわめて軍事的な見方である。私は思つたわけでありまして、朝鮮半島の問題は、軍事的な問題であるよりもむしろ政治的社会的経済的な問題である、そういう点を認識してほしいということをお願いしたつもりであります。

○大出委員 その後も丸山防衛庁次官、この方もいろいろ発言をされているわけですが、後から立ち入った質問をいたしますけれども、かつまた外務省関係の方もいふんいろいろなことを言っておられるわけでありまして、そこでまず承りたいのであります。対国民といたうことをまず考えなければいけないわけでありまして、カーター政権が在韓米軍を撤退させるという言い方をした途端に、防衛庁も外務省も総上げで反対だという大騒動が起こつた。一体、アメリカ側がどういふ意図で、何を考へて撤退しようと言っているのかということについての国民が納得のいく分析は何も表に出されていない。こういう無責任な政府当局の、要路の方々でございまして、対国民という意味でまことに迷惑でございまして。

○三原防衛庁長官に承りたいのでありますけれども、一体カーター政権は何をもつて在韓米軍の撤退、主として地上軍でございましょうが、核を含んでおりますが、これを打ち出したのかという背景について、どう分析をなさっているのか。かつ長官は、久保理論ではありませぬけれども、これにまた反対だとおっしゃるのか。いかがでございませぬか。

○三原防衛庁長官 答えたいと思います。

カーター政権の構想というのは、新しい政権になつたから出たものだとは思つておられます。一九七〇年代、ニクソン・ドクトリン以来のアメリカの方針ではないかと思つておられるわけでございます。防衛庁としては、あつておられるというふうな状態ではございませぬ。そしてまた、具体的にまだカーター政権が計画を示したわけでもございませぬし、この事態について注視はいたしておりますけれども、そういう構えでおるわけでございます。

○大出委員 ちょっと時間かかりますから、三原さんどうか聞いてください。

実はあつていないというお話なんです、じや何であつて丸山次官以下がたが言つたんだということになる。外務省もそうであります。そこで、もう一步突っ込んで承りますが、まだその段階ではないと言ふんだが、一九六九年七月のいわゆるグアム・ドクトリン、ニクソン・ドクトリン以来のものだと言ふならば、その線上にあるということになる。そうすると、結果的に撤退をするというふうに見て差し支えないのではないかと申すのだから、そこはどうかお考えでございませうか。

○三原防衛庁長官 その線上で削減というふうなものが行われるであろうという見方をしなければならぬのではないかと考へておられますけれども、それについては慎重な配慮がなされるであろうし、

う無責任な政府当局の、要路の方々でございまして、対国民という意味でまことに迷惑でございまして。

韓国はもちろんでございますが、日本等にも十分な審議、連絡がなされるものであらう、そう受けとめておるのでございます。

○大出委員 これはただ単にカーター氏の選挙にあてての政策というものでないですね。ここにも資料がございまして、これは昨年七月の民主党大会で綱領として採択されているのです。民主党大会の綱領採択になっているわけであり、在韓米地上軍の段階的撤退、これが一つ。韓国にある戦術核兵器の撤収、これが二つ。

この二つを中心にカーター氏が選挙の際に公約として話をした、こういうことですね。したがって、ということになると、これはいま私が質問いたしましたように、民主党というアメリカの政党が国民に責任を負っている。そして、選挙をやったカーターが政権の座についた。ならば、当然実行されなければおかしいことになる。つまり、延長線上にあると同時に、実行されると見なければならぬ。

そうだとすると、そこで残る問題は、その間に、いろいろアメリカ側は段階的撤退と言っているんだが、それなりの方策、手だてを講ずるであらうというふうにいまいおっしゃるのだから、それは一具体的に言うとうとういことになりそうでございますか、そこから一歩先に進んでお答えいただけますか。

○三原国務大臣 アメリカは、アジア、特に朝鮮半島の安定に急激な変化が起こるようなことがあってはならないという立場をとるべきであらうと思っております。なおまた、これを取り巻きますアジア情勢、特にアメリカ、ソ連、中国等のそうした大國、三極の關係等も、これまた朝鮮半島に安定が持続されることを期待をいたしておりますので、それらの関連等考慮されながら私は進められていくであらうという考えを持っておりますのでございます。

○大出委員 そうすると、念を押しておきますが、防衛庁長官としては、このアメリカの政策に対して了解し得るとお考えでございませうか。

○三原国務大臣 この点は、私は大きな日本の国政、政策の問題だと思っておりますので、私がいま独断でどうだということを言うことは差し控えていかねばならぬと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

○大出委員 この間、わが党の小林進先輩の質問に対しまして、鳩山外務大臣は、東郷アメリカ大使の発言をもらえての質問について、了解しているのかごとき実は答弁になつております。そこで、しからば不統一ではないかとつかれて調べてみるとこうなつたわけですね。もう一遍はつきり承りたのですが、アメリカのモンデール副大統領も来られたわけでありまして、東郷大使は帰りに一緒に飛行機に乗つていったのでありますけれども、アメリカ側のこの政策に対してあなたはその了解をいふと多少ニュアンスが違ふのですか。はつきりしていただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 アメリカ軍の撤退問題と言われている問題は、まことに重大な問題でございますので、日本政府としてどう対処するかということを決めた段階にはまだ至つてないわけでございます。その前のいろいろな段階で、先般の東郷大使の話、演説と言われているものにつきまして、日本政府としては、朝鮮半島あるいは韓国にいろいろな軍事的な意味で瓦解するようなことはアメリカ当局としてもしないであらうというような発言をいたしておるので、一つの観測的な説明、演説であるというふうには御理解願いたいと思っております。

○大出委員 となると、これは大分違ふので、この東郷大使の演説というのは、わが方の発言に比べて物を言うとき長くなりますから気をつけまされども、この在韓米軍削減は慎重にやつてくれという趣旨なんですね、大筋言え。したがって、アメリカの方もモンデール氏が来て慎重にやると言っているんだから、その意味では了解できることとなるのではないかと思うのですが、モンデールさんにお会いになつたんだから、総理から承り

ましよう。いかがでございませう。

○福田内閣総理大臣 モンデール副大統領は、これは何も日米間で意見の決着を見ようという趣旨で来たんじゃないのです。意見の交換をしよう、こういうことですね。その点を御理解願いたいのですが、モンデール副大統領は、カーター大統領が選挙中、アメリカの在韓地上軍、これを段階的に削減する、こういうことを言っておるので、恐らくそういうことになるでしょう、なるでしょうが、その段階的というのは現実的なものになるのでありませう、こういうことを言っておるのであります。言っておるということだけの話でありまして、日米が意見が一致したとか何とか、そういうような性格のものじゃございません。

○大出委員 このモンデール氏に総理がお会いになる前の記者会見だと思ふのでありますが、在韓米軍の撤退というのはアメリカと韓国の問題である、あなたそういう趣旨のことをおっしゃいましたね。私が冒頭に触れたようなことをあなたはおっしゃいましたね。米韓二國の問題、いまでもそう考へておられますか。

○福田内閣総理大臣 いまでもさように考へております。

○大出委員 中身の議論をしますと時間がなくなりますから、ひとつ枠を決めたいと思つて聞いていますのでありますが、そこで、二つ質問いたします。

「在韓米軍の段階的撤退」、日本すでに了解という新聞の記事がある。モンデール氏が来て、総理に、カーター政権のこの問題に対する説明をいろいろした。これはいまお認めになつておる。説明をした。いい、悪いじゃない。これに対して総理の方も総理の考えを述べた。したがって、日本側はこれを理解したとアメリカ側は受け取つています。つまり、カーター政権のこの在韓米軍撤退政策というものを理解したと受け取つておる。したがって、将来予想される日本政府との緊密な協議というの、撤退それ自体の是非をめぐつてではなくて、その時期や規模に焦点がしぼられること

にならう、こう理解してよろしうございませうか。

○福田内閣総理大臣 在韓米地上軍の問題は、これは米韓間の問題ですから、わが方としては介入はいたしません。ただ、意見を述べるといふことはあると思うのですが、意見はもう決めているんです。つまり、朝鮮半島における微妙なバランス、これが破れるというようなことがあつては困るんじゃないか、こういうようなことでは困ります。

○大出委員 これは軍事的、政治的、外交的に朝鮮半島におけるバランスを損なわないようにという意見を決めているというわけですね。損なわなければ撤退に反対をしないということになる。そう理解していいんでしょう。

○福田内閣総理大臣 そのとおりでございます。

○大出委員 防衛庁に一つ承りますが、反対一辺倒というのはどうもあんまり利口なやり方じゃない。一言で言えば不利である。三原さん、防衛庁が首相に進言へ」という記事が実はある。長い記事なんです。中身は一言でいってたんじゃあないが、どうも反対に反対だと言つていたんじゃないやうな感じが悪いというのです。せつなく取り上げましたから、時間がもったいないですけれども、ちょっと言いますが、まず、米国の北東アジア政策全体の枠組みは在韓米軍撤退があつても変わらないう、したがって、それなりのバランスをとつて撤退を考へるんだらう、こういう前提で考へてみて、ブルッキングス研究所の研究結果などを引用されまして、そういう結果になる。そこで、いまお話ししたニクソン・ドクトリンの延長線だ。それから、ちょうど七一年のニクソン・ドクトリン当時に、二年にかけましてフォークス・レチナ作戦などやってみせて、四万人撤退しましたね、このときに、こういうこともあるのだから、幾ら反対だと言つてみたつて、アメリカは結果的に撤退をするだらう、さつきちよつとそれに触れられましてね。あなたの方はそういうふうに分析をした。ドル防衛に基づく軍縮が迫られているという事情

もある。あるいは対韓問題といういろいろな問題も実は抱えておるというようなものもあつて、結果的に撤退が行われることは、やがて来るであろう。片や自主防衛五カ年計画という韓国の方針も一つあるというようなことをあなた方は頭に置かれて、撤退対象は、陸海空三万九千九百九十九人のうち、陸軍の第四ミサイルコマンドと第三十八防空砲兵旅団のナイキハークリズ及びホーク部隊、これは六千です、これが撤退ということになるんだらう。これらは七百発の戦術核を持つてゐる。これは前にいろいろな方の発言がございました。したがって、これもある時点までいけば移ることになるのではないかと、いふふな分析をされて、一つの心配は、韓国政府に、はだしであつても核を持つたなどという気持ちを起こさせるといふような心配があるとか、あるいは米軍撤退によつて韓国経済から外資が逃げるというようにことが起こりはせぬかという心配があるとか、日本も二十三億ドルを超えるという大変な投資をしてゐるということもある、などというようにことをずつと並べて、かといつて、日本が経済、軍事両面でアメリカの肩がわりをするなどというようにことが残念ながらできる筋合いでもない。ということになる、余りここで反対だ反対だと言ふことは、それなら米韓両方から日本の肩がわりを迫られるということにだつてなりかねないといふふうなところまで分析をすると、反対一辺倒は不利であるという結論を防衛庁はお持ちだ。防衛庁のクラブの方々と二、三日前からいろいろ話をしてみましたが、新聞記事は、ここに書いてあります、おおむねそんなふうなところで防衛庁の考えを総理に進言をする、こういうふうな載つてゐるのですけれども、そう大きな違いはございませんか。

○三原国務大臣 お答えいたします。いま、きわめて具体的な中身等が出たようでございますけれども、総理に申し上げてはそれほどの具体的な中身まで申し上げたことはございません。恐らく記者の諸君が、いろいろな情勢研究をいたしておるものをスクープされたものと思ふのでございませう。そういうような具体的なところまで総理に申し上げておられません。

○大出委員 それではどこまで申し上げたのですか。

○三原国務大臣 総理に申し上げては、先ほど申し上げましたように、現在の朝鮮半島の軍事情勢、それから周辺にいままで一昨年以来の動き等を見て、いま対立しておる中でございませうけれども、鎮静の状態でございませう、アメリカの企図するものは、決して一挙にどうだということではないと思ひますので、そういうことは恐らく慎重な配慮でなされるものと思ひます。アジアの安定、平和という立場でそういうことを情勢判断して進めようと思ひますので、そういうことで米軍の削減については対処したいと防衛庁は考えております、大要そういうことを総理に申し上げたところでございませう。

○大出委員 総論を考えれば、いま私が読み上げたこととそう違ひはない、各論が抜けているだけでありませう。三原さんもそう細かいことをおっしゃる方でないから、まあ大体おおむねそんなところだということになります、これは。

そこで結論を求めたいのでありますが、三十分足らずでやりますと、あとが間に合ひませうから。

総理に承りたいのでありますが、あしたですかあさつてですかようわかりませうけれども、日本と韓国の議員の皆さんとの、議員連盟の方々の、日韓議員連盟と申し上げたいのでしようか、この方々の第六回総会がホテル・ニューオータニで開かれるわけですね。ここで韓国側は、これは報道によるとですが、在韓米軍撤退に反対であるといふことをこの議員連盟に提案をして、日韓両関係議員が集まつた総意として決議をする、決める、採択をする、そういう方向で実は原案をおつくりになつてゐるようでありませう。総理もこれはあいさつか何かに恐らくおおいでになるのだしうな。そこで、共同声明という形になるのだとすれば、あるいは実質的に共同声明らしいものになる

のだとすれば、ここで日韓議員連盟の名において在韓米軍撤退反対をお決めになるということとは、私は、政治的に大変大きな、これは私としては全く賛成のできなない重大問題だといふふうに実は思つてゐるわけでありませう。

なぜならば、福田内閣の皆さんは、私が皆さん存じ上げておる仲のいい方ばかりですけれども、悪意で言うのじゃありませんけれども、どうも韓国内閣の義兄弟みたいな感じが実はするのです。なぜかといふと、日韓議員連盟に御加入になつておられる現職閣僚の方は、大蔵大臣の坊さんがまず入つておられる。威勢のいいところで厚生大臣の渡辺さんが入り込んでゐる。田中龍夫通産大臣も入り込んでゐる。長谷川建設大臣も入り込んでゐる。西村行政庁長官も入り込んでゐる。もちろん三原防衛庁長官も入り込んでゐる。宇野科学技術庁長官も入り込んでゐる。合計七名なんですね。七名、ここにおいでになるのです。となつて、いま総理は私に確かに条件を付しました。政治的なあるいは外交的な、軍事的なバランスといふものを損なわないようにといふ前提で撤退には反対をしない、アメリカと韓国の相互の問題である、日本は介入をしない。にもかかわらず、ここで在韓米軍撤退反対とお決めになるとすると、この議員連盟には七名、七閣僚入つておられる。大変なことに私はなつてゐる。これは明確な御答弁をいただきたいとおきたい、国民の皆さんのために。いかがでございますか。

○福田内閣総理大臣 日韓議員連盟にあなたが加盟しよう、これは国際間でいふ議員連盟があるのですから、その点は余り神経質にならぬでおいていただきたいといふことを希望しますが、私は、この会合で撤退反対といふ決議ですね、これはちょっと問題があるのじゃないかと思ふのです。私はこう言つてゐるのですから、少なくとも、わが自由民主党の議員におきましては私の考え方を体してやつてもらいたい。つまり撤退問題は、これは米韓間の問題である、わが方が介入すべき問題

ではない。わが方の意見としては、朝鮮半島の微妙なバランスが失われぬようなことを希望する、こういうことなんですから、それを体して行動してもらいたいといふ考えを持つております。

○大出委員 それでは念を押しておきますが、少なくとも福田さん、総理がそうおっしゃつたのですから、福田内閣に列せられておる閣僚の皆さんは、閣内不統一という問題が起らぬ限り、在韓米軍撤退に關して御賛同にはならぬはずだ。これは一人一人お聞きしなくたって——総理はいま一人一人聞けと言つても、時間がなくなるだけです。右総代でひとつ責任を負ひますか。

○福田内閣総理大臣 閣僚の行動につきましては、閣僚は私の意を体して行動するということを確認します。

○大出委員 この点だけは明らかにしておきたいと思ひまして質問を申し上げたわけでありませうが、私は、いまのカーター政権の考え方というものは、ブルッキングス研究所の、いまに始まつたわけじゃありませんが、累次にわたる分析を見ましても、二年間ぐらいのところを見越して、何とかソビエトとの関係をSALTⅠなどというものをめづつて調整をしたい。さらに中国との関係においても、台湾問題がありますけれども、もう一歩進めた形で講和ということに持つていきたい。あわせて、人権問題で韓国を責めておりますが、片や北に対しては相手手を尽くしたチャネルをお持ちのようである。すでに相当きつとところまでいつてゐる。一つ間違ふと、そう遠からぬときに話が始まるんじゃないかとさえ思はれる。なぜならば、ワシントン・ポストなどはすでに北の共和国の平壤に送る記者の選定までしてゐるという事実がある。となつてくると、七二年当時の雪解けという状態だつて出てきかねない。そういう大きな新しい国際的な枠組みといふものを頭に置きながら進めてゐると思つてゐる。簡単に撤退と言つてゐるわけではない。だから、そういう意味で、総理の答弁で当面了解できるわけでありませうけれども、ぜひひとつ、対国民という問題であり

それからまた、いままでも金在権が当時この事件に絡んでいるのじやないかという点につきましては告訴、告発——告発という形でわれわれももういう趣旨は伺っておるわけでありまして、そまういう点からも捜査をいたしておるわけでございます。

なお、今回新聞に出ました文明子女史の話につきましては、金在権氏自身が自分でやった、ことさういうふうに言っておるといふ点がいままでと違

わけでありまして、いままで今度言われておった内容のことはいろいろ言われております。私たちがこれを捜査上参考としておるわけでございますけれども、本人が言っておるという点が新しい点でございます。ただ、あれを見てもわかりますように、金権本人が文相子氏に話したのではなくて、金権旭氏に話したのを文相子氏が金権旭氏から聞いたという意味では二重の伝聞ということになっておるわけでございまして、しかしこういう点につきましては、ああいふ報道もあることでありますので、私たちが今後の捜査の中でこれを処理してまいりたいと考えております。

○大出委員 それではアメリカにおられる金権旭さんの居どころは明確なことから、あなた直接伺っておいでにならない。それから、金権旭氏の御子息さんがちゃんと大学にいらっしゃるのですから、そこまではつきりわかっておるんじゃないですか。居所を変えているといったって連絡があるんだから、子供なんだから。あなたの方でしからば——そこまでの熱意がなければならぬでしょう。さつき法務大臣は主権の侵害事件だとおっしゃっているでしょう。それならなぜこの記事について、角度が変わっているのだから、そこまで努力をなさらないのですか。おやりになりますか。

○三井政府委員 昨日の新聞報道で初めて知ったわけでございまして、その点につきましては今後の捜査、事案の解明という観点から十分に考えてまいりたいと思います。

○大出委員 ちよつと法務大臣に承りたいのですが、いま三井さんからそういう答弁がありまして、そういうことを十分に考えていきたい。つまり、私の言っているのは、行って直接——どうもレイナード氏の発言というのは、もう時間がありませんから深く触れませんが、向こうのアメリカ側との連絡をいろいろ私なりにとりまわしていろいろ調べてみました。そうしたところが、この新聞記者の方や日本の議員さんに話するとき待ってこれという条件がついているのです。ちゃんと相談をしている人がある。ライシャワー前駐日大使

とかコーエン教授に調べてみるとちゃんと相談している。その上でレイナード氏は話している。このコーエン教授とかライシャワー氏というのは民主党のいまの政権の背景における中心です。コーエン氏などというのは、民主党内閣になったら国務長官じゃないかなんて言われた人ですよ。そうでしょう。そうすると、不意な発言じゃない。そうだとすれば、あなた方は当然これはいまの金権旭氏だとかあるいは金権氏だとかアメリカにいらっしゃるんだから、やはりこれは直ちに手を打つべきですよ。いかがでございますか。主権の侵害にかかわる問題ですから、大臣、いかがでございますか。

○福田(一)国務大臣 そういうような報道があったことについては重大な関心は持っておりますが、いまあなたがおっしゃったように、そのライシャワーさんにレイナードさんが相談をされてからやめたとか、あるいはその他の重要な人物と相談をしてからやめたというお話でございますが、それだからといってその事実自体について、それはもう間違いないものであるということになるかどうか。やった本人が、実はおれがやったんだ、こういうことを言えば、これは問題でございます。しかし、それを聞いた人がまた新聞社の文さんという女史に伝えた、こういうことがいま出ておるのとはあなたも御承知のとおりでございます。まあまた聞きのみまた聞きみたいなことになっておるわけでありまして、何も私はそれを否定するわけではございませんが、間接的なことでございますからそういう事実を十分に注視をしていく必要がある、かように考えておるのであります。こんなことを申し上げては恐縮ですが、海外のことであるという問題が情報として出てきたからということでも何でも軽々に動くべきものではない。私は思っております。やはり慎重にその事実を確かめた上で処理をいたすことが捜査当局としての責任である、私はかように考えております。捜査当局というのは何らかのことが出たからすぐに動くべきかどうか、事実というものを確かめて

から動くというのが捜査当局の責任である、また義務でもある、こう私は思っております。

○大出委員 時間がありませんからよい言いませんが、金権完という名前がロサンゼルスにいるということをレイナード氏はちゃんと証言をしている。そのことは新聞にも出ておることで、いまになれば、この新聞に書いてある、ここにも載っている。そうすると、ただ単なる話じゃない。そうすれば、あなたが事実かどうかを確かめてからと言ふのなら、事実かどうかを確かめることをやらなければいかぬじゃないですか。あたりまえじゃないですか。事実かどうかを確かめてみて、事実なら金権氏に会うこともいいじゃないですか。金権旭氏に会うことも事実を確かめる意味で必要じゃないですか。その上で事実ならば、囑託尋問という方式だつてあったじゃないですか。ロッキードだつて海に向こうから出てきたの十二月二十六日にブロックシマイヤー委員会の議事録によつて外務省に質問をした。山崎アメリカ局長は、ロッキードのホートン会長の指摘を私がしたら、まだ具体的な中身でないからそう調査できないということをつた。後になって私が、出てしまつてから、あのとき言つたじゃないかと。言つたら、いや大変申しわけない。そういう熱意じゃ困るのです、そういう状態じゃ、姿勢じゃ。だから、大臣、事実かどうかを確かめることから始められたらいいかがですか。これだけの問題じゃないですか。

○福田(一)国務大臣 先ほど三井警備局長は確かめると言つておるのでございまして、私はそのことについて確かめるなど言つたわけではございません。その報告を聞いた上で措置をいたしたい、こういうことを申し上げておるわけでございいたします。

○大出委員 それじゃ、三井警備局長の言つておりますように、事実かどうかを確かめる、その報告を聞いた上でと念を押しておきます。だから私はやはり何かの委員会を国会につくるべきだと言

つていのですよ。たくさんいろいろな問題があるのだから。こういう席では時間がなくなるんだから。あなたがすらすらと最初からそう答弁してくればいいんです。

ところで、韓国にかかわる幾つかの問題を續いて承りたいのですが、住友商事が韓国肥料の不正輸入に関する摘発が韓国で行われている。ここに私が持っておりますのは、これは住友商事に通産省が事情聴取をして私によつた回答であります。大変に大きな違いがあります。これによりまして、アメリカ住友商事、これは資本は全額日本の住友であります。これが韓国に肥料の輸入をした。大変たくさんあります。ところが、ソウル地検が二十三日に一つの発表をいたしました。ここでは大韓航空の社長の趙重勲さん、問題の方であります。この方の問題は後からまた改めて御質問いたしますが、財界トップ四人の方、これが起訴されております。さらに農水産部長であるとかあるいは同部次長であるとか、たくさん逮捕されておりますが、この肥料の輸入をほぼ一手に買占めていた太平洋連合の白承斌、この方が主犯だということになっておる。で、実際の輸入価格よりも二六多も高く偽つて、つまり韓国の農協その他から金を取つた。この手口で七四年、七五年の二年間で不正にかせいだ金が七百八十万ドル。だから二十三億ぐらいですよ。二十三億から二十五億ぐらいになりますね。ところで、この差額を米国の秘密口座に隠した、ところが大韓航空の社長の趙重勲さん等はウォンで金を白承斌社長に渡し、隠したアメリカに行つてアメリカでドルをとる、こういう芸当をやつておつた、だから一緒に起訴をされた、こういうわけですよ。

やり方はどうかという、日本の住友商事はこの肥料輸出の大口でありますけれども、この子会社のアメリカ住友、大口でありますけれども、この地検発表の記事によりますと、水増し請求を出している。つまり米住友が韓国に肥料を売った。それを二〇%から最高三〇%ぐらいの水増し請求を出して、その差金をアメリカに

ドルで秘密口座をつくって隠しておいて——これは何に使ったかわかりませんよ。いろいろな問題があります、後から申し上げますが、そこに大変大きくかわりを持っているのが実は住友だ、これは御存じでございますか。

○田中国務大臣 ただいま大出委員のお話は、新聞等によりまして知りまして、役所の方といたしましても直ちに調査を始めたわけでございまして、何といいましても韓国におきますアメリカ法人の住友商事、これはダミー会社でございますけれども、その実態把握にはなかなか不明な点が多々ございます。

○大出委員 アメリカ住友、ダミー会社で不明の点が多い、とこう言う。ならば、疑惑がますます深くなるといふことになるんじゃないですか。しかも、これは小林進委員が質問をなさった。簡単な事件じゃないのですよ、時間がなから残念ですけれども、実は十四日に立って、さっき私が指摘をした日韓議員連盟においなることになっていた大物の一人洪炳喆さん、この方は小林進先生が質問をなさいました。この人はアメリカのFBIやその他の訓練を受けているKCIAの方。この人は朴大統領に言われて議員に立候補した。この人は例の金大中事件のときに日本に来ていて、うろうろしているとおかしいのですけれども、前からずっと、七月二十六日から八月十三日までおつて、こうやっている、金大中氏の東京上野のタカラホテルの集会にまでそつと顔をお出しになっている、こういう方です。この人はアメリカでFBI、CIAの両方から特殊教育を受けている。この事件でこの方が逮捕されたわけですよ。しかも、ここで肥料を太平洋連合が一手に引き受けて輸入をする。この方はその政治的根拠をなさった。それで五千五百万ウォン、約三千万、これを七四年、七五年当時受け取った。これが問題になって出たわけだ。十四日に立つてこつちへ来たから、金大中の問題もあるので、私もそれなりにこの人に間接的に聞いてもらおうと思つて実は待つていたわけです。ところが、ほんとと逮捕され

た。最近よくあるんですね。文鮮明さんのやつているニンジンの会社、製薬会社、文鮮明さんは会長、この社長さんなんか、アメリカで問題になったら、すっぱり逮捕された。こうなつてくると、どうも私は予防検束じゃないかという気がするのでですね。まことに不愉快。しかも韓国の、つまりある種の報道によりまして、ただ単なる肥料輸入会社の社長だけでできる筋合いのことではないと書いてある。これには大変な裏がある。これだけの差額の金づくりをしたのです。その金は一体どこに使われたか、アメリカ側だって注目している。朴東宣氏の問題がある。朴東宣氏はインドネシアLNGとも絡んで日本とも関係がある。ジャパンラインとも密接な関係がある。しかも、三光汽船の契約相手であるゴタス・ラーセン社の秘密代理人でもある。冗談になる問題じゃないのです。

そこで、この回答を見ると、きわめてよくこの住友商事は知っているが、一カ所だけ隠している。一九七四年から七五年の二年間、これは私に對する回答、文書になつていて、「韓国への輸出に關し総額八九百万ドル」ですから、これを億に直しますと、八九と書いて百万ドル、二百六十億になります。大変な額の取引、これをやっていると。そして「太平洋連合は当方のオフアートの間に四割の差があつた」と言う。よく知つてゐるのです。四割だ。そして「太平洋連合は当方との取引で三百八十万ドル程度の差益を生じ、口銭として同会社に帰属した」、そこまで知つてゐるのなら、当然その水増し請求をしなければおかしいのだが、それをやらない、こう言う。ところが韓国のソウル地検の発表によれば、水増し請求が出てゐる。これは大変なことですよ。三百八十万ドル程度の差益、当方のオフアートの価格より高い。差益を出した、太平洋連合が、三百八十万ドルといつたら、十一億四千万円ぐらいになるのですよ。そうでしょう。こういうもの。じゃこの金一体どこへ、どういふ約束になつて、どうなつたのか、疑えば切りがない。一体洪炳喆さんが向かう

の受けざらなら、これはさつきダミーで疑いがいろいろ、あるとおつしやるけれども、それならこっち側にも何かなければ、日本の商社なんだから。おかしいことになりはしませんか。——いいですよ。時間がなから、待つてくだされば。だから私は調査特別委員会か何かつくらなければいかぬと申し上げておる。お答えになつてくだされい。

○田中国務大臣 お答えいたしますが、ただいま私の申し上げた一〇〇%の子会社であるから、その点で不明な点があるということを示し上げたのでありますが、大出委員の表現がちよつと、私かえつて妙なふうにとられる、誤解がありますから訂正いたします。この点は数回にわたりました住友商事から事情を、新聞報道の結果、聴取いたしました。そうして、これが韓国の太平洋連合を通じて化学肥料を韓国に輸出しました。平均四割程度の高い価格で韓国農協に売り渡し、差額を口銭として取得してゐたものでございまして、なお住友商事アメリカは太平洋連合と韓国農協との価格交渉には関与せず、また現時点では太平洋連合と一切関係を保持していない、こういう報告でございます。以上でございます。

○大出委員 これはひとつ承つておきますが、この問題が出てきたのは去年の十二月二十五日なんですよ。そしてこの捜査が伸びてきて、洪炳喆さんという議員さんが逮捕されたのは、これは今月の十一日なんですよ。その今月の十一日の発表に「住友商事外」になつてゐるのです。これは住友商事が一番大きいのです。「肥料不正輸入事件は住友商事の子会社の米國住友商事などから」となつてゐる。ほかのは書いてない。「水増し請求をしてもらい」ということになつてゐる。「その差額七百八十万ドル（二十三億四千万円）を海外に積み立てた」となつてゐる。「韓国では最大の財産隠蔽事件でもある」となつてゐる。いいですか、これはつい二、三日前——きょうは十四日です。これは関係ないというけれども、水増し請求を出

しているのは住友商事の子会社と明確に書いてある。もしそうならば、住友商事の子会社が水増し請求をして不正な金の積み立てに一役買つていたとすると、これは捜査当局から言つて、どういふことになりまうか。

○田中国務大臣 ただいま大出委員からいろいろのお話を承りましたが、私の方では初めて承る話でございます。なおまた、住友商事を呼びまして質問をいたしました担当官もおりますので、必要があればお答えいたします。

○大出委員 それではひとつ、御存じないとおつしやるのだから仕方がないので、これは氣をつけたいと刑事事件まで構成しますよ。そう見ている。しかも大変根が深い。

次に承ります。この韓国の地下鉄の問題、これなんかは、私は当時松浦利尚君と一緒にいぶん調べた。もう疑問だらけです。しかも、決算委員会でも松浦君が質問した。私は時間がなくてやりませんでした。質問を二回にわたつてはみたが、疑問だらけ。何一つ解明できない。韓国の国会もこの地下鉄の事件に關して調査委員会をつつた、これもうやむや。だから、うやむやのままに終わつてゐる。捨ててはおけない。そこへ持つてまいりまして李在鉉さん、これもまた福田さんに言わせる、と海の向こうの情報とおつしやるかもしらぬが、この人もおとしと去年、フレイザー委員会に出ているのです。大変な確度の高い証言をしてゐるという有名な人です。なぜならば、これは元在米韓國公報館長なんですよ。公報、つまり公の情報が入つてくるところですよ。だから、一番よく知つてゐる、当事者なんだから。この方が、ソウルの地下鉄の問題については二、三割のピンはねがあつたと明確に言つてゐる。韓国の政府高官や有力実業家から得た信憑性のきわめて高い情報をもとに「ソウルの地下鉄の車両購入にからんではなはだしい水増しが行われ」とこは御丁寧で言いたくないのですが、しかし書いてあるのだから読ましてください。「朴政権と日本の韓国ロビー・グループが取引額の二割から三割に

相当する金を折半したと聞いている、これは書いてあるのだから勘弁してください。これは朝日新聞の朝刊、二月七日です。中身は細かく書いてあります。

そこで承ります。時間がありませんから簡単にいきます。これは名前が変わりましたが、海外経済協力基金と当時言った。いま国際と名前が変わっているのだと思いますけれども、一体幾ら金を出したのだのですか、ドル援助で、つまり政府借款の形で。そこで、この地下鉄というのは日本連合というものが契約のこちら側です。向こうは韓国の調達庁です。一体、総額幾ら。私の手元にある資料によれば、百五十億円の支出、百八十六両の地下鉄の車両をつくる。その百八十六両というのは、日立が六十両、川崎重工が三十九両、日本車輛が三十九両、東急車輛が二十四両、近畿車輛が二十四両、こうなっているわけです。ちょうど四十五年、このつまり工事が始まったのが。朴大統領三回目の選挙のときであります。このころには実は園田さんなども――官房長官、きょうはちよっと下を向いて寝ているようだから起こしますが、官房長官も韓国へこのときは行っておられたですよ、兎玉警士夫さん、町井久之さんと一緒に。つまり、それは後から聞きますが――目が覚めたようですね、園田さん。どうも質問しているところを寝ておられるとおもしろくないものだから。

ところで、これを逆算して割ると、これは大変高いことになる。地下鉄の一車両がおおむね六千四百万円近いものになる。こういうことなんです。が、このところ、ひとつまず事業団から答え願いたい。

○大来参考人 この件につきましては、海外経済協力基金が直借として担当しております、名前は協力基金は当時から変わっております。ただ、これができましたのは、私はまだ総裁をやっておりますので、前任者の時代でございます。総額、L Aの金額は二百七十二億四千万円でございますが、実行額は二百七十二億一千万円

ということになっております。

○大出委員 実はこれは協力資金に当時資料要求を出しましたら、経済企画庁から差しとめを食ったといってお出しにならない。不可解なんです。よ、実は、借している金は国民の税金ですから。そうなる、さっき申し上げた日本連合、三菱商事が代表幹事、丸紅が副幹事、日商岩井、東芝、日本連合をつくっていますね。ここは韓国の調達庁。私は相手がこのときの出さない理由を、何で差しとめたんだと言ったら、相手は韓国だからと言う。だから日韓外相会議もあるのですからね、議員連盟だって外相会議だってあるのだから、何もおかしくないものならば、この間の契約を何でお出しただけでない。向こうの了解を得て、ひとつ出してください。お出しください。でないと、この解明がつかない。なぜならば、いまお話を承りましたように、金を出した。出して百八十六両を百五十億円でつくった。だからこれを割りますと、一車両当たりどうしても六千万円超えてしまふ。正確に言っておく必要がありそうですから正確に申し上げられども、これを見ると六千四百万円近いのです。

ところで、日本の国内における地下鉄価格は、当時、これは二つ申し上げますが、一九七〇年十二月です。これです。東京の購入価格、交流、直流でございますけれども、完成車で三千五百八十八万円、これが六千四百万円超えているのです。これは放任はできない。直流、交流、値段は幾らも違わない。日本国内で何百万という差です。しかも、ここでもう一遍だけ念を押しておきますが、技術協力事業団、おいでになります。この方々が一九七〇年十二月、韓国にいます。そしていまの問題の前提として、都市交通計画調査報告書なるものを出しになっておる。間違いないですね。簡単に答えてください。

○法眼参考人 間違いないです。

○大出委員 この調査報告によると、何と地下鉄一車両は直流、交流二つに分けて、直流電車の場

合には一億三千二百ウォン、四車両連結です。から、これを一車両平均に直しますと日本の金に換算して交流電車の場合は二千五百萬、直流電車の場合は二千二百萬、計画書ではこうなっている。改めてこれを出してください。そして日本連合と韓国調達庁の計画を改めて出してください。一体この倍になつて、一車両当たり三千萬の金はどこへ行ったんだ。これは韓国は寒いから暖房に金がかかる。そんなことを言つたて、日本だって暖房ついているんですよ。交流、直流の切りかえに金がかかる。一千万かかったってまだ二千万足らない。どこか行っちゃった。そんなものは理由にならない。軌道が少しぐらい広ければ一億幾ら金がかかる。それも理由にならない。倍にはならない。したがって、この資料をどうしても出していただきたい。

確かに海の向こうの話だけれども、李在鉉という公報館長をやつていた、情報の衝にいた人から、二割から三割のピンはねがあるということ。明らかにされて、朝日新聞、日本の大新聞がお書きになったんだから、放任はできない。資料を出してください。いかがですか。

○大来参考人 本件につきましては、昭和四十八年の九月でございましたが、衆議院の決算委員会でも御質問がいろいろございました。当時、いろいろ日本の都営の地下鉄の車両の価格等も調べたわけでございますが、御承知のように、当時世界的なインフレもございまして、資材の価格が急上昇している時期でございました。ただいま大出委員は半額と申されましたが、東京でも同じ、もつと韓国と調達の時期が近いケース、八号線の場合は五千八百萬円でございました。いまの韓国の場合と非常に接近しております。当時、基金といひましたも一応の価格チェックをしたようでございますが、それほど離れただけではない。三千数百万という数字、あるいは事業団の調査は時期的にかなり前の数字でございます。

○大出委員 私は、だから資料を出してくれと言っている。いいですか。同じ年度のものをここで

ちゃんと調べているんです。四十六年の、つまり東京都の広報室が発表した数字、四十六年八十二両購入している。これが三千五百八十四萬円で、四十七年、四十六年、四十七年、これはたしかインフレの時期だけれども、四十七年のものを調べれば三千五百八十八萬円で、三万四千しかふえていないじゃないですか。ちゃんと東京都買っているじゃないですか。一つも違っていないじゃないですか。全部これは資料をとつてある。だから、契約をなぜお出しにならぬのですか。そして、あわせてひとつ積算の根拠たるべきものを出し願いたい。いまのようなことは一つもおしやらない、当時の答弁ここに全部あります。議事録もある。そんなことは最初からおしやる。

この議事録は四十八年九月二十日。この議事録によると、皆さんの方は寒いところだから、軌道が少し広い、それから交流、直流の切りかえ、その三つしか言わない。それじゃ半分という理屈が成り立たない。いまになったらそんなことを言い出す。そのときは一つも、そんなことはだれも言っていない。出してくれませんか。時間が無いので、積算の根拠を出してください。

○大来参考人 当時の四十八年の議事録をあらん願いますと、私が五千八百萬円の例を申し上げた議事の記録がございます。後ほどチェックをいたしてお目にかけますけれども、この詳細な資料につきましては、当時の委員会でも御請求がございましたが、これは韓国と限りませんで、相手国政府と日本の民間との契約に関する事項は発表できないという形になっておりますので、この数字の詳細な内容について契約書等の発表はできません。ということをお願い申し上げます。

○大出委員 その別室の話は私は知りません、公の委員会の質問でございしますから。皆さんは別室がお好きで、よくやっておられるからそういうこ

とおっしゃるんだと思うのですが、別室は危なくていけません。

そこで、別室の話を一つして韓国問題の結論を出したいのですが……（別室で発表したのかよ、これは重大な問題だぞ、大出君と呼び、その他発言する者あり）もう一つ同じ趣旨のものがありませんから、後で改めていまの点は再度承ります。いまの別室の話は聞き捨てならぬ話で……。

○大来参考人 当時の議事録に基づいて御答弁申し上げます。

この議事録の中に、
○宇都宮委員長 先ほどの松浦委員の資料要求について、大来海外経済協力基金総裁に発言を求めます。

○大来参考人 先ほどの松浦委員からの御質問で調査いたしました、別室におきまして契約書については委員のお手元で御確認を願いました。

こういう議事録がございます。それから、この部分につきましては、

一番最近の東京の八号線、成増―明石間につきましての車両一両当たりの予算価格が五千七百七十万円になっております。これはたとえば東西線につきましては四千三百七十万円、こういうふうには、これはそのときの決算委員会の議事録でございます。

○大出委員 この種の契約は国民の税金が財源になっているわけでありまして、やれ別室だとかちやうんだとかいって、私はそういう不明朗なことにしないでほしいのです。ずばり出してもらいたい。いけなければ相手国に話してくれればいい。いまあなたが説明したことから言ったって、それでも約六百万違ふ、そうでしょう。五千万のものを六百万違ふは一割以上違ふでしょう。それじゃ非常に不愉快なことになる。なぜならば、時間がないから細かく言いませんが、ここに浦項製鉄所をめぐる重大な疑惑がある。これの一つつに加えて言いますが、いいですか、最初この浦項製

鉄所について話を持っていたのは住友商事なんです。韓国の政府の要路の方です。ここで名前を挙げるのは御無礼だから挙げませんが、住友商事に話をした。住友商事のいまの会長の津田さん、当時社長です。そして柴山幸雄社長、この人も同席していた。だから柴山幸雄社長と会長の津田久さんは、ここで韓国側の言い分は、「本日うかがったのは、実は韓国政府が浦項に建設を計画している総合製鉄所のことについてです。韓国では初めての一貫生産方式ですが、その事業を住友商事に引き受けてもらいたい。おたくが窓口になって、すべてをとりまとめほしい。」との開口一番の話。津田会長さんが「大きな話ですね。どういう計画なんですか。くわしく事情を聞かせて下さい。」と言ったら、それから説明をされて、「おたくに全部おまかせする代わりに、この浦項の事業費から少なくとも一割以上のカネをつくり出してもらいたい。」こう言うわけですね。津田さんはびっくりする。韓国のその方は「一割以上のカネができるように手だてして、そのカネを韓国政府の方に献金してほしいのです。」ちゃんとして書いてある。津田さんは「それは無理というもんで、このような大型プロジェクトには多数のメーカーが参加します。それらの企業に、こうした性質の、多額のカネをひねり出させることは難しい。」韓国の方は「何とかやってもらえませんか。」とでもできかねます。津田さんはきちんと断っている。その後、何回も来ているのです。ここに書いてあります。結局、この商談は三菱に行つたのです。三菱商事が担当することになって、三井物産、丸紅、伊藤忠、トーマン、これです。これはちゃんとした名前を挙げて、朝日新聞が日曜ごとに特集している「総合商社」というところで明確に実名で載せている。私もそれに責任があるから調べてみました。本当の話です。そうすると、三菱に行つた、三菱の方でこの商談が成り立ったというふうには考えれば、一つ間違ふと、同じように金はずり出されているかもしれ

ない。そこで記者の諸君は、田部文一郎三菱商事社長に会っておられる。津田さんはこう言っているんだがという話なんですね。そうしたら「ワイロの問題？ 当該国のモラルに照らして、常識程度なのか、行き過ぎかということだろう」と、こう言っている。否定していない。

さつき私は住友の話をしました。お調べいただくことになりました。地下鉄の話をいたしました。いま答弁をなさいましたが、それでも六百万近い差がある。一事両についてですよ。一割を超えていく。この話も一割だ。だから、私は、いまやまさにこの種の問題はうわさの段階は過ぎていて、実は思っているのです。うわさの段階は過ぎていく。ならばどうするか。対国民という意味で責任を負わねばならぬ。だから、私はこの津田さんという方にもこの席にお見えをいただきたいのです。柴山さんにもお見えをいただきたい。田部文一郎三菱商事社長さんにもおいでいただきたい。そうすればいいやでもはつきりするじやありませんか。韓国政府の方とは違って、皆さんが話して韓国政府と話がつかぬことはないでしょう。

これは田中通産大臣に私が質問するのは妙だけれども、一等樹交勲章という一番つべんの勲章をおもらいになつていないのじやないですか、韓国から、朴さんから。本当の話ですよ。ここにちゃんと書いてある。

それから、さつきちよつと口にしたからついでに言っておきますけれども、これはここに書いてあります。田中龍夫さんが、これは偉い人と一緒になんです。皆さん、佐藤榮作さん、椎名悦三郎さん、牛場信彦さん、岸信介さん、船田中さん、矢次一夫さん、田中龍夫さん、こうなっている。一等樹交勲章をお受けになつていられる。それだけ功績があつたわけでしょう。きのうやきょうの仲じやないんだから、お調べいただければわかるでしょう。

園田さんだつて、ちよつとこの地下鉄の着工のところに町井久之さんと一緒に韓国旅行なさつたでしょう。官房長官、いかがですか。

○園田國務大臣 地下鉄工事のときかどうか全く存じませんが、韓国旅行はいたしました。町井さんと児玉さんが行つたわけではなくて、財界の方七名ぐらいと観光旅行をいたしました。

○大出委員 もし違つていければ、これはここに書いてあるのが違つていられるのですから。朝日ジャーナルの昨年の六月十一日号でございます。ここにちゃんと、萩原吉太郎さんとか、園田さんとか、永田雅一さんとか、東亜相互企業の、これは朴東宣さんの関係で名前ばかり出てまいりますが、町井久之さんとか、皆さん一緒においでになつたんですね。野村証券の会長の瀬川さんとか野村証券副社長の村田宗忠さん、たくさんおいでになつています。ちよつとそれが四十五年十一月です。から、同じころであります。つまり、そういう方々なんです。これは韓国に話してくれればいいんじゃないですか、いまの資料を出すぐらいのことは。そうしてください。

次に、時間がなくなりますので、インドネシアのLNGに関する問題を少し聞かしていただきたいのであります。先ほどの資料要求は改めていたします。

このLNG問題も、私は大変に重大な問題だ、臭気ふんふんというか、伏魔殿だという気がするものであります。調べてみればみるほどまことに奇々怪々であります。

それから一つ落としておりますけれども、ついでに、先ほどの海外経済協力基金の方に承りたいのですが、ソウルに半島ホテルというのがありますけれども、この半島ホテル、これは大きなホテルに建てかえるということで、五十億ばかりの金をお出しになつておりますが、後で一緒に答えていただきます。

いうのは、年間八百万トンのうち半分を日本、半分を米國。それからバダクの方が三百五十万トン。だから、合計七百五十万トンのLNGを日本に送ってくることになる。これが民間の話し合いから始まって、ナショナルプロジェクトに発展をした。この間には中山素平さんであるとか田中清玄さんであるとか、いろいろな方が関係なさっている。両角次官が当時政府を代表されたり通産、外務の両方の顧問になったりして行かれておる。こういう経過がございます。

そこで、時間がなくなっておりますので、ここに一体どのくらいの金を、つまり政府の責任における借款という形、それから輸銀融資という形でつぎ込んでおられるのか、追加融資を含めて簡単に御説明いただきます。

○田中事務大臣 LNGにつきましますたいまのお話、プルタミナとユーザー五社との締結の内容でございます。担当の政府委員からお答えいたします。

○橋本利政府委員 第一次と第二次、合計いたしまして十四億二千万ドルでございます。このうち経済協力基金から五百六十億、輸銀と市中の協調で十一億二千九百万ドル、ユーザーから九千万ドルであります。

○大出委員 四千四百億を超える金が投入されている。輸銀融資の方は、私に対する通産省の回答によりますと、一部輸銀と書いてありますが、実は追加融資以前のものにおいて八〇％輸銀と書いてあります。だから、ほとんど国民の金であります。

そこでまず一つ承りますのは、この問題をめぐって二つに分かれるわけですが、本来の二つの鉱区から入ってくるLNGの単価の問題と、契約がFOBじゃございませんので、したがっていまして輸送するタンカーの問題がございます。そのタンカーの方の関係をめぐりまして、ニューヨークの仲裁裁判が行われております。パーマ石油、これは英國の石油会社でありますが、パーマ石油のつまり内紛でございます。アラステア・ダ

ウンという会長が、これは昨年の八月二十三日であります。仲裁裁判の法廷で、法廷記録に明確になっておりますが、証言をいたしております。これによりまして、高い地位にある日本の海運高官に三百万ドルの賄賂を贈った、こういうわけですね。これは実はこれにアメリカのSECが目をつけて調査を始めた。この賄賂の行き先、これが以来いろいろ問題になっております。ところが、仲介者というのがはつきりしてまいりました。SECも調べておりますし、いろいろなところが調べております。仲介したのがパーミューダのトンネル会社フオンタス社、フオンタス社というのははたれのものかというところ、ほかならぬ林東宜氏であります。これは大変大きな問題になったわけでありま

ここで二人の方が証言をしております。一人はアラステア・ダウン会長、もう一人は会長ではない、社長であります。この裁判記録等についてお調べになったことがございますか。また、中身を御承知でございますか。

○田中事務大臣 いまのような詳細な経過につきましては、よく存じませんので政府委員から答えさせていただきます。

○大出委員 簡単に答えてください。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のように、インドネシアLNGはCIF建てで輸入いたすことになっております。したがって、輸送に關しましてはプルタミナ側が責任を持って折衝をいたしておるわけでございます。御指摘のような事実について私たちとしては関知いたしておらないわけでございます。

ただ、リチャードソンがそのマラッド・タイムル・イレブンの適用に当たりまして、若干そういうことがあったやに新聞にリリースしておることは承知いたしております。

通り一遍の木で鼻をくくったような答弁をしているのです。文書で回答している。私の質問をここに書いたものがございまして、通産省からこれを書いていただいて回答を求めた。これに対する福田内閣の回答も同じことを言っております。CIF建て、つまりCIFという契約だからプルタミナの側がパーマ・オイル・カンパニーを使つて輸送するのだから、孫会社でけれども輸送するのだからわが方に關係ない、こう言うところが、關係大なりなんですね。

な。ガス・カンパニーというのは、アメリカのSECに指摘されて、トンネル会社と言われてあわててつくった会社じゃないですか。元の契約は、あなた、そんなことになっていませんか。物事すべて逃げようとしちゃいませんか。プルタミナとパーマスト・イースト・ショッピング・コーポレーション、つまり、これがトンネル会社だという指摘を受けた。ガスはあわててつくったんだ。そうでしょうが。だから、このSECに指摘されたトンネル会社の株は、一体どこが持っているのだと聞いている。

○橋本(利)政府委員 プルタミナが当初輸送契約の対象といたしましたのは、御指摘のとおりパーマスト・イースト・ショッピング社でございます。これはリベリア法人でございますが、株主はパーマ・オイル・タンカー八四・三七五、パーマ・イースト・ナショナル・ガス一〇・六二五。当時でございます、まだ確認いたしておりませんが、そのほかにパーマ・イースト・オイルが五。このパーマ・イースト・オイルにつきましては、その後、この五の株式を売却する手続を進めておる。確認いたしておりますが、昨年の七月、売却の手続を進める、こういうことになっております。

○大出委員 これはここに明確な記録があります。ニューヨークの仲裁裁判所で明らかにしたわけですから、パーマ・オイル・ショッピング社といふのはこれは全くのトンネル会社。パーマ・オイル・タンカーが持つておる株は五七・二五です。うそ言ひなさい。ストウ・総裁の香港のエドナ、これが二〇％ですよ。日本の三井が中心になつてつくったパーマ・イースト・オイル、これが五％ですよ。冗談言っちゃいけませんよ、明確に調べたのだから。SECの側がここまで調査して出しているじゃないですか。あと少し入っています、そんなものは關係ない。

○橋本(利)政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、昨年の八月二十日時点で当方が調査したものでございまして、その後の情勢についてはま

○大出委員　そういうことをするのですね。これはSECにたたかれたのです。あわててあなた方いろいろなことをする。もうトンネル会社ばかりつくっている、片っ端から。それこそトンネルだらけだ。話にも何にもならぬトンネル。「やみトンネルだ」と呼ぶ者あり）そうだ、やみだ。全くのやみトンネル。

いいですか、もう一遍言いますが、いま私が指摘したようなバーマ・オイル・タンカーズ、バーマ・オイルの子会社、これが五七・二五%、それからインドネシアのプラタミナの総裁ストウ氏が持つておる香港の会社エドナ、これは悪名高い会社、これが二〇%、それから日本のファークリースト・オイル、三井中心です、これが五%。しかも出資額に応じて利益を分配するという趣旨の文書が交換されている。いいですか。したがってこのパーパーカンパニー、バーマ・オイル・ SHIPPING 社、SECにこれは指摘されたじゃないですか。皆さんの方は大騒ぎになったんだ。なぜならば、日本のこのファークリースト・オイルというのは、この契約書に出てくるんだ。証人になっておる。東澄夫、ファークリースト・オイル・トレーディング社、これが売り主のイブニング・ストウ総裁と、買い主の関西のユーズー五社、この間に証人になって、プラタミナとの間の契約書ができています。このときに利益配分が決まっている。決まっているから、英国のバーマスト・SHIPPING 社、後からバーマストと言っているのだけれども、孫会社を一つつくって、全くのパーパーカンパニーでその株の割り振りを決めた。割り振りを決めて、日本側が五%の配当、つまり利益の五%の配分を受けるように仕組まれた。しかもこの会社の輸送契約を、このトンネル会社、バーマスト・SHIPPING、これがプラタミナと契約を結んだのじゃないですか。四十八年十二月三日、これが出発じゃないですか。これがさんざんばらたたかれて、SECでも大騒ぎになってたたかれて、利権配分会社である、利権配分トンネル会社であると

やられて、日本のファースト・オイル・トレ
ーディング、東澄夫さんの、三井その他が中心に
なっている、インドネシアと全部やみトンネルが
つながっている会社、これも利権配分の会社だと
指摘をされて大騒ぎになったんじゃないですか。
そういうでたらめな答弁をしてはいけませんよ、
自信を持って調べているのだから。

まずもつてこの二つのルートがある。一つはこういう利権配分が決められていて、ジャパン・ライオンが入ってまいりまして、タンカーのキャンセルという問題等をめぐって表街道ではバーマ・オイルから三百万ドル朴東宣が取ったことになっている。だが、SECが調査するとそうでない。流れていっている先は二つあることが明らかになっている。その二つの先、これは裁判所でも述べられている。香港のエドナ社、こちから流れている。贈賄のルートというものが一つある。それから例の朴東宣のバーミューダのトンネル会社フォンタス社、これを使って流しているのがあ

る。これがSECで問題にした中心点なんですね。あなた方、この大変な利権、これが背景にあつてハイ・シッピング・オフィシャル・イン・ジャパン、つまり日本の海運高官に三百万ドル、二回に分けて贈賄が行われている、この方。そして日本の会社が株主なんだから関係がないことと

ならない。それともう一つは、今度はタンカーの建造、バーマ・オイルがゼネラルダイナミックスにタンカーを七隻頼んでいる。七隻頼んでいるのだ

が、その一隻について五百万ドルというリベートが、これは大変前から業界の間で流されている。

ところが今度は船舶の値上げ、つまり一億ドルで一隻のタンカーをつくることになっていた。それが昨年ゼネラルダイナミックスは一億ドルを一億五千五百万ドルに値上げすると言ひ出した。大騒動が起こったわけですよ。インドネシアのプルタミナとの契約の関係で、つまり当初契約というのは建造費が高くなったものを全部日本がかぶることになつていたのだから。いみじくも五〇％強の値上げなんだが、強の部分の五百万ドルという

のは、この一隻のリベートの五百萬ドルに当たるのだ。一億ドルの建造費を五〇％値上げをする。五百萬ドルおまけをつけて一億五千五百萬ドルに値上げをする。大騒動が起こったでしょうが。皆さんの方は大騒ぎをしてバーマ・オイルを東京に呼んだじゃないですか。呼んで、ユルザー五社を入れて値上げの相談をしたじゃないですか。それで覚書をつくったじゃないですか。この覚書さえあなた方は出さぬじゃないですか。それで二ドル三十三セントというところでもない、ほかのLNGに比べて何と一五％以上も高い価格を決めたじゃないですか。ここの覚書も契約も一切合財あなた方は出さぬ。タンカーに関する限りはCIFの契約だから日本に関係ないというそぶく。大変な四千四百億もの国民の金を投入して、しかもその輸送部門の変わり方によって大変なLNGの値上げになることはわかっていて、そういう契約が結んであって、質問書を公式文書で出したって——高田富之さんは法律に従って出した。関係ないと言う。私が予算委員会でも質問するからと文書をやったって、あなた方は関係がないと言う。そういうことで一体審議はできますか。答えてください。

○橋本利政府委員 何度も繰り返しますが、C
IF建てでやっておりますので、輸送契約は直接
にはプラタミナとバーマ・オイルで交渉したわけ
でございまして、日本側といたしましては、もちろ
ん御指摘のように、運賃が高くなるということに
ついては非常に強いケアをいたしておりましまし
た。そういったこともございまして、フレートの
エスカレーションクローズを限定いたしましたで、
船価の上昇が輸送費につながらないように、昨年
の追加融資をする際に、こちらとしても強くプッ
シュしたわけでございまして、相手国の政府によ
る仕様あるいは規格の変更以外のものはエスカレ
ーションクローズの対象にしないといったようなな
措置を講じておるわけでございまして、バーマあ
るいはプラタミナとの輸送契約につきましては、
直接的にはわれわれはタッチしておらないわけで

பிசு - பிசு

○大出委員　だから契約を出してくれというんだ。いいですか。だから契約を出してくれと言っているんだが、契約の第四条に輸送と揚荷第一項となっていて、ここに売り主はこれこれこういうわけで一九七三年九月二十三日付でブルタミナとバーマスト・イースト・ SHIPPING でこういうふうに契約をしたと契約本文に載っているじゃないですか。関連があるじゃないですか、明確に。この契約書の中に含まれているじゃないですか。しかも、さっき申し上げたファースト・オイル・トレーディング、これもおかしな会社で利権配分会社と言われているけれども、これがこの当初契約に基づくこの契約書に載っているバーマスト・イースト・SHIPPING・コーポレーションの株主じゃないですか。株主でいてトンネル会社がわからぬはずが初めからないじゃないですか。SECに指摘される前にわかっているじゃないですか、利権の分け取りを相談したんだから。そうでしょう。だから出せないんじゃないですか、あなた方は。そうでしょう。河本氏がしきりに詰められて、あわてて、私がいま申し上げた昨年の八月、九月一日に覚書に調印したけれども、LNGタンカー一隻について船価が一億というこの当時の契約でいけば、上がった分だけ日本がかぶることになっているんだ。時間があれば後から説明するけれども、それを全部かぶる筋合いのものを、一億を一億五千五百万ドルと上げてきた。それは全部日本が輸入するLNGの単価にかぶるから、そうでなくたってたたかれてえらいことになるので、あなた方がバーマ・オイルを呼んで東京で会合を開いて、どういう条件で、半分だけGDが持つ、あと半分を日本とインドネシアが持つ、日本が三・五、インドネシアが一・五というふうにしたのか。三億七千五百万ドルの追加融資で前の契約を変えることに成功したと言っているけれども、これは大変にくさい。だからその覚書を出さないと言っているんだ。

いいですか、もう一遍言い直すけれども、ブル

タミナとの販売契約書、これは日本が相手なんだから出しなさい。それから、これに付随しているんだから、これに書いてあるんだから、バーマスト・イーストとブルタミナの間の輸送に関する契約書、そうして、昨年の八月から交渉を始めて、何とやら高い二ドル三十三セントものLNG単価を決めて覚書がつくられていたんだが、この覚書、三つ出しなさい。四億からの国民の税金を使っているんだから出しなさい。それでなければ審議できやせぬじゃないか。もとの契約もなく、修正しましたで済むか。

○橋本(利)政府委員 まず、販売契約でございすが、これはやはり私契約でございしますので、政府として提出することはできません。

それから、輸送契約の方は、これは日本側が当事者でございまして、ブルタミナとバーマ・オイルとの関係での契約でございまして。あわせて私契約でございまして。そういった点から、われわれとしてはこの契約を提出できないわけでございまして。

それから、覚書というものはどういった意味でおっしゃっておられるのかはつきりいたしません、この輸送契約ができる段階においてわれわれは覚書の交換はいたしておりません。

○大出委員 輸送契約じゃないよ、ごまかしてはいけませんよ。去年改めて東京に呼んでやり直してはいたんじゃないですか。それに覚書と名がついているじゃないですか。それを出せと言っているんだ。何も輸送契約の覚書、そんなことを言っていない。出さなければ審議ができないじゃないですか。河本通産大臣は田英夫君の参議院における質問に答えて、当初契約で確かに御指摘のような点もあったから修正をしたと言ったが、当初契約も出さなければ修正契約も出さなければ、何を対象にして審議すればいいのですか、四千万もの金を出しておいて。しかもブルタミナ自体は二十七億ドルも赤字で、いつぶつつぶれるかわかりやせぬじゃないですか。裁判が四つも七つも起つていて、日本のオイルを積んだ船が差し押さえ

まで食っていて。冗談言っちゃいけませんよ。審議できませんよ、そんなことでは。国民に責任を負えない。質問できない。

○橋本委員 ただいま大出君が資料要求しました。これは昨年末、解散前の国会で、私あるいは横路委員からもいろいろ資料要求をその点についてやっておるわけでありまして。これが出てこなければ、その疑惑を持たれておる本件の深層部に迫れない。参議院でも田委員からもやっていたいておる。だからこの資料の提出の方法について、私は理事会でじっくりと御相談申し上げたい。したがって、いまのところこの問題は留保させていただきます。先へ進めないから。どうでしょう。

○坪川委員 田中通産大臣に申し上げますが、非常に重大な問題でもございしますので、責任大臣としての見解をお述べいただきたいと思ひます。

○田中委員 たいだいまエネルギー庁長官が申し上げたごとく、本件は私契約でございまして資料をお出しできないという事は、私も正当であると存じます。しかしながら、事も非常に重大でございしますので、できますれば理事会にお取り上げ願ひとうございします。

○坪川委員 いま両委員からの御要求に對しましては、理事会において改めて十分協議をいたしたいと思ひます。

大出君の御質疑を続行願ひます。

○大出委員 私はなぜこういうことを言うかといひますと、これは一昨日でございしますか、やはりLNG問題の質問が出ました。これは大蔵省の資料によつて見ますと、アラスカ、ブルネイ、アブダビ、いろいろLNGが入つてきているわけですね。ところが、百万BTUという計算をするのですけれども、このアラスカ関係が五十二・二セント、この間共産党の方が問題になさいましたブルネイ、これは四十八・六セント、アブダビが一ドル、インドネシアが一ドル二十九セント。五十一年の一月から三月のCIF価格、これでいきますと、いま申し上げた契約時の価格が、大蔵省の貿

易月報によりますと、今度はアラスカ一ドル六十五セント、ブルネイが一ドル八十五セント、アブダビが一ドル九十セント、そしてインドネシアが、さっき申し上げた昨年のもので何と二ドル三セントを超えちゃった。もう一週言ひますよ。アラスカ一ドル六十五セント。この問題になったブルネイが一ドル八十五セント。高いというのでタックスヘイブンのところにトンネル会社をつくつたじゃないか。アブダビが一ドル九十セント。全部一ドル台ですよ。それが何とインドネシアは二ドル三十三セントなんですね。計算の仕方によつては二ドル四十セントになる。去年の改定覚書をするときに何でこんなばらばらに高いものになったんだ。

なぜ私はこれを強く言うかといふと、この間の話でも、これは関西五社なら五社、全部電気であり、ガスである。製鉄である。全部一般の家庭にはね返るじゃないですか。しかも業界を調べてみたら、百万BTU当たりの単価二ドル三十三セントといふのは三年先の価格だといふのです。そんなものをいま先取りして結ばれたら、ほかの方のものだって理由があれば上げていくというのなんだ。全部高い価格にシフトしてくるというのなんだ。何でそんなことをするのか。ほかだつて聞いてごらんない。迷惑がついてくるから。なぜそんな理由があるかといふのだ、問題は、何がなければそんなことになりやせんじゃないですか。これは重大な疑惑だ。一隻つくるに五百万ドルのリベート。一億ドルのものがわすか一年ばかりで一億五千五百万ドルにはね上がったてくるばかりではない、幾ら物価が上がつたて。そこへもつてきて、このSECが調べた限り、二つのルートで賄賂が流れている。一つはさつき申し上げたフォントス。朴東宣。もう一つはエドナ社。ブルタミナで働いていた元船長さんのロビン・ローという人がいる。この人がいまエドナ社を切り回している。この人を通じてもう一つのルートで金が流れている。その両方の金がどこへ行ったかといへば、アメ

リカと日本だといふ。今月の月刊世界だつて書いてあるじゃないですか。これはアメリカのリチャードソン商務長官が言っているのだ、朴東宣を仲介とする三百万ドルの不正。ここまで言つていれば単なるうわさじゃない。だから、この問題を解明するためには、こんな全く一方的な、船価は上がった全部それは日本でございまして、タンカーの輸送は向こうがつかつてにやります、それはリベートが幾らでも取れる、FOBじゃないのだから。しかも二つの価格を決めて、石油が上がつたら青天井で上げます、石油が上がらなかつたら一年たつたら三割値上げします、どつちかをとりまして、そんな契約を結ぶばかどこの世の中にいますか。みんな日本の国民がかかるじゃないですか。それがたまたま修正をしたと称するその修正の中身も、もとの契約も、新聞で見るといふなんといううなことを国会議員にさせておきますか、あなた方は。そんなことで国民に責任負えますか。冗談言っちゃいけませんよ。そんなことは審議にも何もうやせんじゃないですか。

だから、私は、日本・インドネシア、日本・韓国、この問題を徹底的に解明する委員会を国会がつくることをなせお認めにならぬのかといふ。さつきから申し上げておりますように、官房長官だつて韓国を知らぬわけじゃない。まして通産大臣はよく知り過ぎておられる。七人の閣僚の方々が日韓議員連盟にお入りになつて。福田さんだつて韓国はよく御存じである。そうだとすれば、何でもつとこの問題を御協力願ひぬのかと私は逆に聞きたい。単なるうわさの段階は過ぎましたよ。そうでしょう。

ところで、最後に承りますが、さつきの半島ホテルに金を出しておりますか。

○大来参考人 これは全然出しておりません。一文も出しておりません。

なお、地下鉄の件につきましては、外国の注文であるとか一回限りの注文であるとか、多少日本の国内の場合と違ひがございしますので、その点つけ加えて申し上げます。

○大出委員 それは言いわけは必要ないんだが、委員長、最後ですが、先ほど二つの資料要求を私はしたはずだ。この地下鉄に関する契約、これも相手国は韓国ですから、隣の国なんだから、調達庁、そっちに了解を得れば出せるというのだから、得て出していただきたい。それから、いまのLNGの契約、出していただきたい。

それから、私は先ほど韓国の例を挙げましたときに、住友商事の社長さんの話もいたしました。お呼びをいただきたい。ファー・イースト・オイル・トレーディング・カンパニーなるおかしげな会社が三井さんを中心にできている。東澄夫さん、この方にもおいでをいただきたい。興銀の中山素平さんにも出ていただきたい。仲介をされた田中清玄さんにも出てきていただきたい。

皆さん現においでになる方々ばかりなんだから、その方々にお話をいただければこの疑惑の解明はできない。いまの政府の皆さんにやる意思がおりになるからないかだけのことだ。幾ら私契約だつて出させる方法は幾らでもあるじゃないですか。その意思がないんじや、幾ら国民が疑惑を持とうと、国会は責任を持って解明のしようがないことになる。これは私はやめていただきたい。

総理に最後に承りたいのですが、私は、日韓問題にせよ、レイナード氏発言にせよ、LNG問題にせよ、金大中事件にせよ、地下鉄問題にせよ、今度の住友の問題にせよ、国民の皆さんは、新聞にこれだけ載っている限りは、たくさんな疑惑、疑問が、聞いてみればみんなそれは新聞で見ているのだから頭にある。そのことをやはりどこかで国会は責任を持って、どういう結果になるにせよ、最大限の努力はしなければ相済みぬという気が私はするのです。努力をしたができないことも、人間がやるのだからあり得るけれども、しかし、その努力をしようとしないうちの姿勢が見えることについて私は非常に不満だ。そういう意味で総理に、これらの疑惑は払拭をしないと、与党、野党の問題ではない、政治不信につながりか

ねないから言う。そういう意味で、これはぜひひとつ前向きでお取り組み願いたいと思うので、最後に承っておきたい。

○福田内閣総理大臣 民間の人などがいろいろ言ったこと、ことに韓国の問題なんかでいろいろ言っていることが言われておる。これは日本の政治の信用にかかわる問題ですから、これは政府としては調査をいたします。調査ということ、これは政府としては調査をいたします。調査というものは、調査の結果でないと捜査権は発動しませんから、その辺はお含みおきます。

それから、国会で調査するかどうかということは、国会でお決め願いたい。国会の国政調査に對しましては政府はできる限り御協力申し上げます。

○坪川委員長 これにて大出君の質疑は終了いたしました。

○坪川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

明十五日、新東京国際空港公団総裁、日本銀行総裁、日本道路公団総裁及び日本住宅公団総裁の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次回は、明十五日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

昭和五十二年二月十八日印刷

昭和五十二年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局